

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年5月2日提出
【計算期間】	第1期(自 2023年2月6日至 2024年2月6日)
【ファンド名】	グローバル資産分散投資ファンド Aコース（安定） グローバル資産分散投資ファンド Bコース（やや安定） グローバル資産分散投資ファンド Cコース（標準） グローバル資産分散投資ファンド Dコース（やや積極） グローバル資産分散投資ファンド Eコース（積極）
【発行者名】	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	中田 尚孝
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、株式会社証券ジャパンと投資一任契約を締結された投資者（受益者）の皆さまの資金を運用するためのファンドです。

Aコース（安定）、Bコース（やや安定）、Cコース（標準）、Dコース（やや積極）、Eコース（積極）の5つのファンドで構成されています。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファ ンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		なし
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券(資産複 合(株式一般、債 券一般、不動産投 信、その他資産)(資 産配分変更型)))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

※ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリー
ファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産
（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「資産複合」
とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記
載しております。

属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式 一般、債券一 般、不動産投信、 その他資産)(資 産配分変更 型)))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主 として複数の資産（株式、債券、不動産投信、その他資産）を実質的な投 資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるも のもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの をいう。
グローバル (日本を含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資 産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいう。

ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

■ ファンドの特色

- 1 内外の株式、債券およびその他資産に分散投資を行います。
- 2 投資対象資産は、日本株式、海外株式、日本債券、海外債券およびその他資産（日本リート、海外リート、コモディティ等）とし、各資産への投資は、原則として日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンドおよび内外の上場投資信託証券（ETF）を通じて行いますが、株式、債券、リート等へ直接投資を行う場合があります。なお、ETFの選定は、流動性やコスト等を勘案して行います。また、流動性やコスト等の条件により、上場投資証券（ETN）に投資を行う場合があります。
- 3 投資対象資産の配分にあたっては、ポートフォリオ全体の目標とするリスク水準を設定し、各資産の期待収益率、リスクおよび相関等の推計値により配分比率を決定します。そのため、各資産の推計値によっては全ての資産への配分が行われない場合があります。配分比率の見直しは、原則として3ヵ月毎に行います。

	Aコース (安定)	Bコース (やや安定)	Cコース (標準)	Dコース (やや積極)	Eコース (積極)
目標リスク水準 (年率)	5%	7.5%	10%	13%	16%

※目標リスク水準は変更になる場合があります。

4 | 投資信託証券等の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。

5 | 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

● 分配方針

毎年2月6日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

2023年2月6日 投資信託契約締結、設定、運用開始

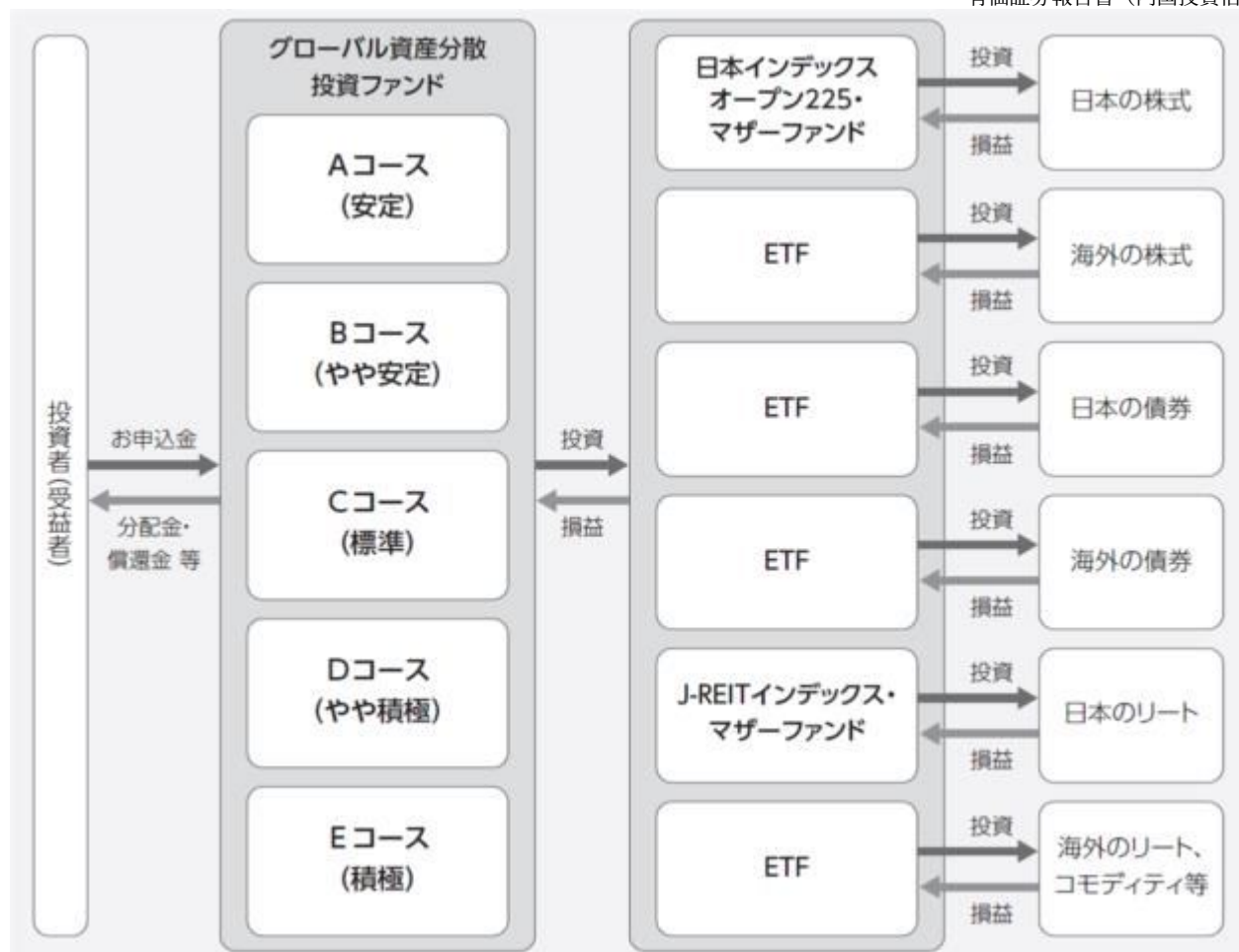
(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

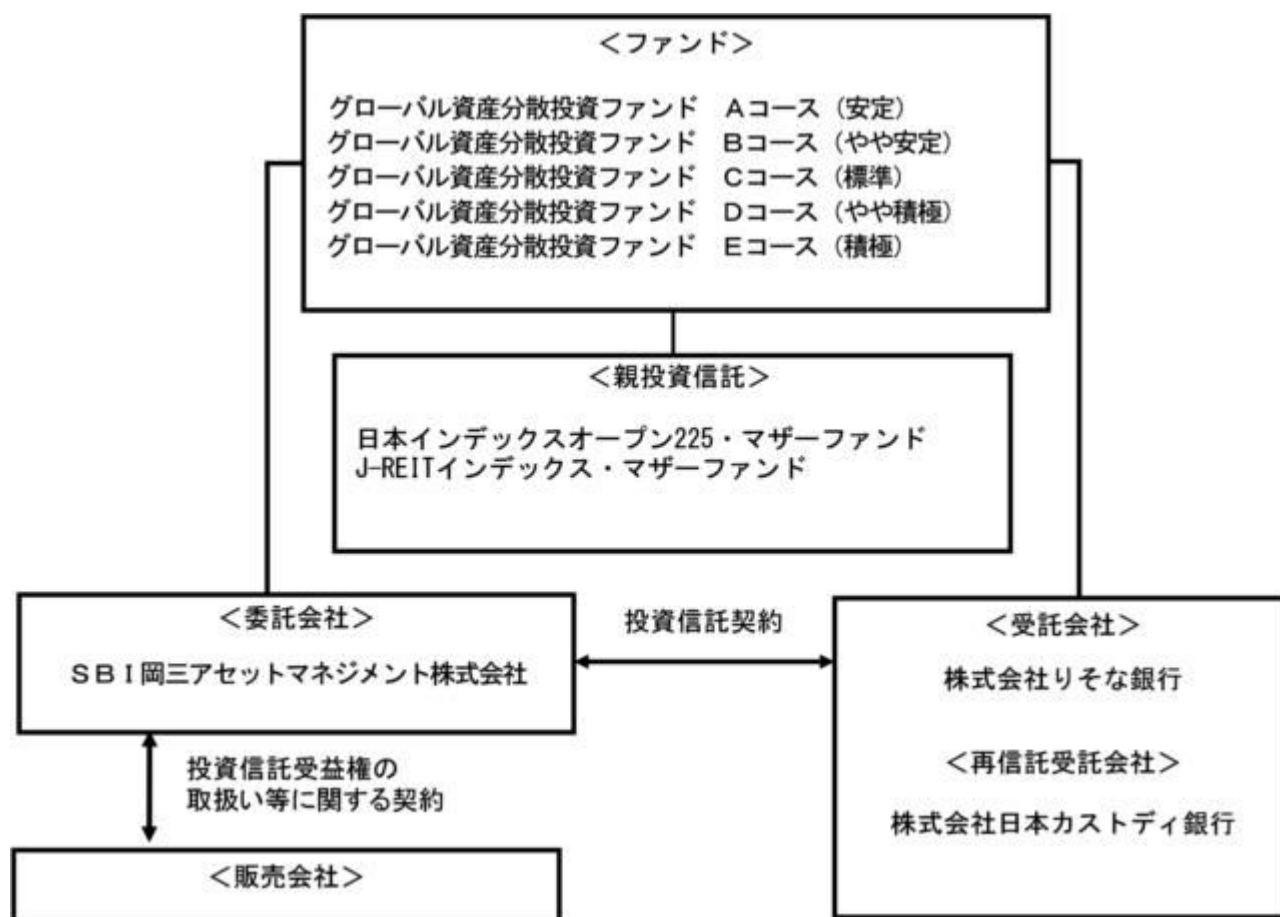
日本の株式および日本のリートについては、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

日本の株式および日本のリート以外の資産については、ETFを通じた運用、または直接投資による運用を行います。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。 また、投資一任業者と締結した「投資一任報酬等徴収に関する契約書」に基づき、受益者と投資一任業者との間で締結された投資一任契約に係る報酬等の徴収業務を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2024年2月末日現在）

◆ 資本金 1億円

◆ 委託会社の沿革

1964年10月 6日	「日本投信委託株式会社」設立
2008年 4月 1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023年 7月 1日	商号を「SBI岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
SBIFS 合同会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701株	49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

内外の取引所の上場投資信託証券(ETF)および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

b 投資態度

- イ. 投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券およびその他資産に分散投資を行います。
- ロ. 投資対象資産は、日本株式、海外株式、日本債券、海外債券およびその他資産（日本リート、海外リート、コモディティ等）とし、各資産への投資は、原則として日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンドおよび内外の上場投資信託証券(ETF)を通じて行いますが、株式、債券、リート等へ直接投資を行う場合があります。なお、ETFの選定は、流動性やコスト等を勘案して行います。また、流動性やコスト等の条件により、上場投資証券(ETN)に投資を行う場合があります。
- ハ. 投資対象資産の配分にあたっては、ポートフォリオ全体の目標とするリスク水準を設定し、各資産の期待収益率、リスクおよび相関等の推計値により配分比率を決定します。そのため、各資産の推計値によっては全ての資産への配分が行われない場合があります。配分比率の見直しは、原則として3ヵ月毎に行います。
- ニ. 投資信託証券等の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。
- ホ. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ヘ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引に限ります。）
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主としてSBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託である日本インデックスオープン225・マザーファンド、J-REITインデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- イ. 株券または新株引受権証書
- ロ. 国債証券
- ハ. 地方債証券

ニ. 特別の法律により法人の発行する債券

- ホ. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ヘ. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- ト. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- チ. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- リ. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- ヌ. コマーシャル・ペーパー
- ル. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- ヲ. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ.からル.までの証券または証書の性質を有するもの
- ワ. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
- カ. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- コ. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- タ. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- レ. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- ソ. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ツ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ネ. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- ナ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ラ. 外国の者に対する権利でナ.の有価証券の性質を有するもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ. 預金

- ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ. コール・ローン

ニ. 手形割引市場において売買される手形

- ホ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

- ヘ. 外国の者に対する権利でホ.の権利の性質を有するもの

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)ファンドが投資するマザーファンドの概要

日本インデックスオープン225・マザーファンド

委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均株価に採用されている銘柄を投資対象とします。
投資態度	① 日経平均株価（225種）採用銘柄を投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等の組入れは行わないことがあります。 ② 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。 ② 外貨建資産への投資は行いません。 ③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年9月6日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■ 日経平均トータルリターン・インデックス について

- 「日経平均トータルリターン・インデックス」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」自体及び「日経平均トータルリターン・インデックス」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- 「日経」及び「日経平均トータルリターン・インデックス」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。
- 本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均トータルリターン・インデックス」の構成銘柄、計算方法、その他、「日経平均トータルリターン・インデックス」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

J-REITインデックス・マザーファンド

委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	東証REIT指数（配当込み）に連動する投資成果の獲得を目標として運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（以下、「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。
投資態度	① 主としてJ-REITに投資を行い、東証REIT指数（配当込み）に連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。 ② 東証REIT指数（配当込み）との連動性を維持することを目的に、J-REITを投資対象とする上場投資信託証券（以下、「J-REIT ETF」といいます。）およびJ-REITの指数を対象とする先物等に投資を行う場合があります。尚、一時的にJ-REITおよびJ-REIT ETFの組入総額と先物等の買建玉の時価総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ J-REITの組入比率は高位を保つことを基本とします。 ④ 資金動向、市況動向、投資信託財産の規模等によっては上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資は行いません。 ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年9月8日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■ 東証REIT指数（配当込み）の著作権等について

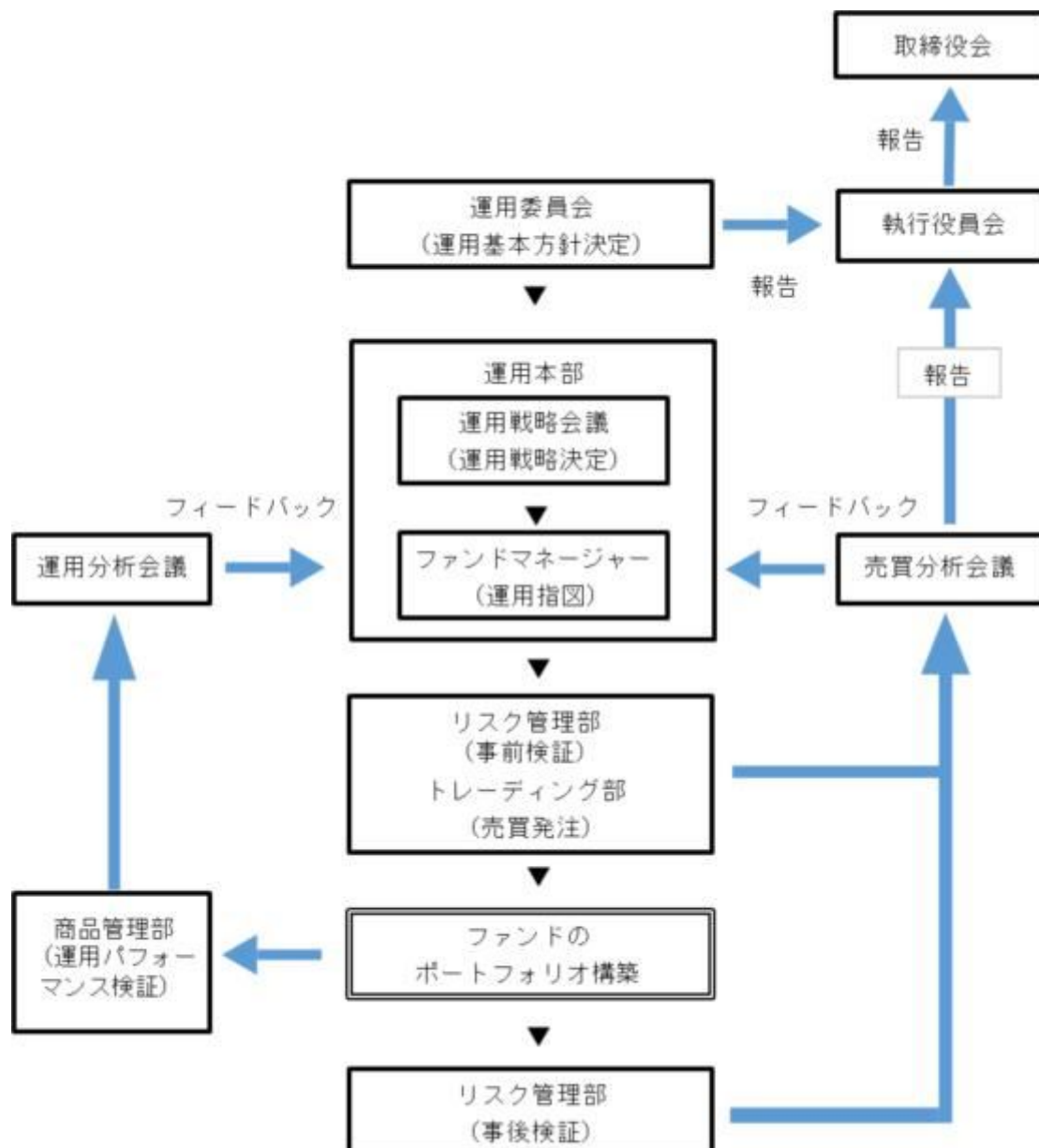
- ① 配当込み東証REIT指数（以下、「東証REIT指数（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ② JPXは、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

- ③ J P Xは、東証REIT指数（配当込み）の指数値及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証REIT指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④ J P Xは、東証REIT指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- ⑤ 当ファンドは、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではありません。
- ⑥ J P Xは、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦ J P Xは、当社又は当ファンドの購入者のニーズを東証REIT指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。
- ⑧ 以上の項目に限らず、J P Xは当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

（３）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 （月1回開催）	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 （月1回開催）	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいたファンドの運用戦略を決定します。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定された運用戦略に基づき、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。
運用分析会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 （月1回開催）	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 （5～10名程度）	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
リスク管理部 （3～5名程度）	運用指図の事前検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の事後検証、及び運用リスク管理状況の検証を行います。
商品管理部 （3～5名程度）	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。

■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※ 運用体制等につきましては、2024年2月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（4）【分配方針】

- 毎年2月6日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。
 - a 分配対象収益の範囲
繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
 - b 分配対象収益についての分配方針
分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、分配を行わないことがあります。
 - c 留保益の運用方針
収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

（５）【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

- マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 投資する株式等の範囲
 - a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - b 上記aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 信用取引の指図範囲
 - a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- b 上記aの信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- イ. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ. 株式分割により取得する株券
 - ハ. 有償増資により取得する株券
 - ニ. 売出しにより取得する株券
 - ホ. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - ヘ. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記ホ.を除きます。）の行使により取得可能な株券

■ 先物取引等の運用指図

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- b 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■ スワップ取引の運用指図

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 上記cにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c 金利先渡し取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡し取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡し取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、保有金利商品の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡し取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡し取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 上記cにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡し取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡し取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e 為替先渡し取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡し取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡し取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。））、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡し取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡し取引の一部の解約を指図するものとします。
- f 上記eにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡し取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡し取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- g 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- h 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■ 外国為替予約取引の指図

- a 委託会社は、投資信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b 上記aの予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c 上記bにおいて、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d 上記bの限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

■ 有価証券の貸付の指図および範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ、株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ、公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b 上記aに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

<関係法令に基づく投資制限>

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを委託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引

の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

- c 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内外の株式、国内外の債券、国内外の不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

<投資リスク>

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 不動産投資信託証券のリスク

・ 価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失

を被る可能性があります。

- ・ **分配金（配当金）減少リスク**

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けているため、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

- ・ **信用リスク**

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

- ・ **業績悪化リスク**

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得られた利益を投資家に分配（配当）する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

- ・ **自然災害・環境問題等のリスク**

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

- ・ **法律改正・税制の変更等によるリスク**

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

- ・ **上場廃止リスク**

取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

- ・ **流動性リスク**

株式市場と比較した場合、取引所等に上場している銘柄数は少なく、上場銘柄全体の時価総額も小さいことから、市場価格が大幅に変動する可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

<投資リスクに対する管理体制>（2024年2月末日現在）

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

グローバル資産分散投資ファンド Aコース(安定)

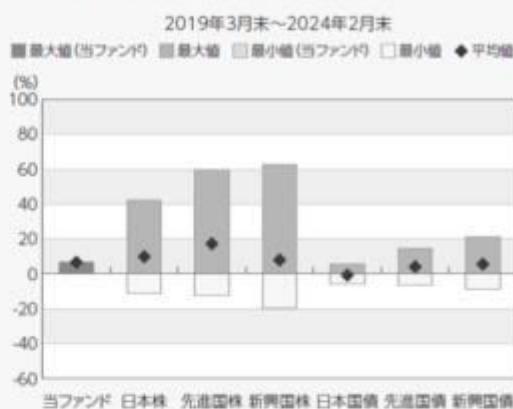
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- ＊分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- ＊年間騰落率は、2024年2月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	6.6	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値	6.6	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	6.6	9.9	17.3	8.0	△ 0.7	4.1	5.6

- ＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ＊2019年3月から2024年2月の5年間(当ファンドは2024年2月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ＊決算日に対応した数値とは異なります。
- ＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

グローバル資産分散投資ファンド Bコース(やや安定)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- ＊分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- ＊年間騰落率は、2024年2月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	11.1	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値	11.1	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	11.1	9.9	17.3	8.0	△ 0.7	4.1	5.6

- ＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ＊2019年3月から2024年2月の5年間(当ファンドは2024年2月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ＊決算日に対応した数値とは異なります。
- ＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

グローバル資産分散投資ファンド Cコース(標準)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 年間騰落率は、2024年2月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	15.3	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値	15.3	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	15.3	9.9	17.3	8.0	△ 0.7	4.1	5.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年3月から2024年2月の5年間(当ファンドは2024年2月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

グローバル資産分散投資ファンド Dコース(やや積極)

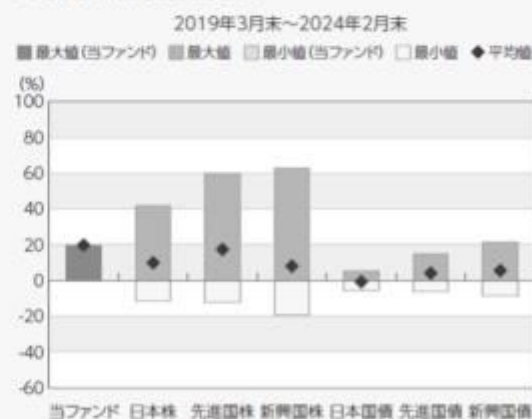
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 年間騰落率は、2024年2月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	19.7	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値	19.7	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	19.7	9.9	17.3	8.0	△ 0.7	4.1	5.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年3月から2024年2月の5年間(当ファンドは2024年2月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

グローバル資産分散投資ファンド Eコース(積極)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

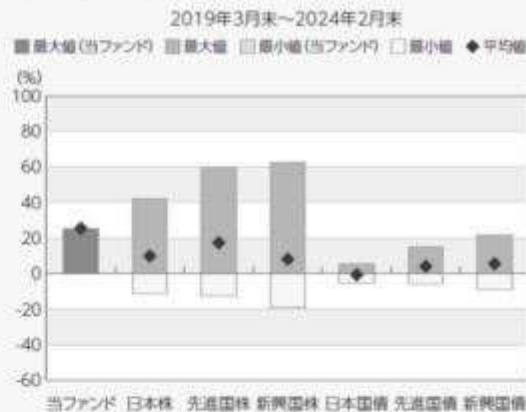


※分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

※年間騰落率は、2024年2月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	25.4	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値	25.4	△11.4	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	25.4	9.9	17.3	8.0	△0.7	4.1	5.6

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2019年3月から2024年2月の5年間(当ファンドは2024年2月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の債権について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.793%（税抜1.63%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」、「受託会社」及び「投資一任業者」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.220%（税抜0.20%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.110%（税抜0.10%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.033%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
投資一任業者 （株式会社証券ジャパン）	年率1.430%（税抜1.30%）	受益者と投資一任業者が締結する投資一任契約に係る業務等の対価です。

※販売会社および投資一任業者が受取る報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支弁し、上記は、その内訳を記載しています。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

■ ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

■ ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0132%（税抜0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

■ ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

■ ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担

となります。

- ※ 上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場投資信託証券および上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券および上場不動産投資信託証券の費用は表示しておりません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

◆償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

- ・ 配当控除の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記の内容は2024年2月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間（2023年2月6日～2024年2月6日）の総経費率（年率）

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
Aコース(安定)	1.96%	1.79%	0.17%
Bコース(やや安定)	2.04%	1.79%	0.25%
Cコース(標準)	2.22%	1.79%	0.43%
Dコース(やや積極)	2.19%	1.79%	0.40%
Eコース(積極)	2.19%	1.79%	0.40%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

※運用管理費用の比率は投資一任業者が受取る報酬を含みます。

5【運用状況】

2024年 2月29日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（1）【投資状況】**グローバル資産分散投資ファンド Aコース（安定）**

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	52,083,735	66.02
投資信託受益証券	アメリカ	17,987,257	22.80
	アイルランド	963,049	1.22
	小計	18,950,306	24.02
親投資信託受益証券	日本	7,541,081	9.56
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	312,207	0.40
合計（純資産総額）		78,887,329	100.00

グローバル資産分散投資ファンド Bコース（やや安定）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	41,223,761	48.26
投資信託受益証券	アメリカ	28,949,405	33.89
	アイルランド	2,247,115	2.63
	小計	31,196,520	36.52
親投資信託受益証券	日本	12,688,959	14.86
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	304,796	0.36
合計（純資産総額）		85,414,036	100.00

グローバル資産分散投資ファンド Cコース（標準）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	63,062,632	33.12
投資信託受益証券	アメリカ	88,006,782	46.22
	アイルランド	5,992,306	3.15
	小計	93,999,088	49.36
親投資信託受益証券	日本	32,451,674	17.04
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	914,393	0.48
合計（純資産総額）		190,427,787	100.00

グローバル資産分散投資ファンド Dコース（やや積極）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	20,552,175	11.81
投資信託受益証券	アメリカ	104,836,636	60.26
	アイルランド	9,095,465	5.23
	小計	113,932,101	65.49
親投資信託受益証券	日本	38,222,643	21.97
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	1,259,058	0.72
合計（純資産総額）		173,965,977	100.00

グローバル資産分散投資ファンド Eコース（積極）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	132,442,591	72.84
	アイルランド	2,157,942	1.19
	小計	134,600,533	74.03
親投資信託受益証券	日本	44,770,777	24.62
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	2,446,366	1.35
合計（純資産総額）		181,817,676	100.00

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	18,420,070,550	97.49
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	473,298,101	2.51
合計（純資産総額）		18,893,368,651	100.00

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	5,928,767,600	96.97
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	185,304,885	3.03
合計（純資産総額）		6,114,072,485	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

グローバル資産分散投資ファンド Aコース（安定）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第363回利付 国債（10年）	15,200,000	97.35	14,798,554	97.24	14,781,848	0.1	2031年 6 月20日	18.74
2	日本	国債証券	第155回利付 国債（5年）	14,300,000	100.43	14,362,149	100.13	14,318,733	0.3	2027年12 月20日	18.15
3	日本	国債証券	第445回利付 国債（2年）	10,700,000	100.04	10,704,678	100.04	10,704,678	0.005	2025年 2 月 1日	13.57
4	日本	国債証券	第183回利付 国債（20年）	8,200,000	99.69	8,174,852	100.29	8,224,436	1.4	2042年12 月20日	10.43
5	日本	親投資信託 受益証券	日本インデック スオープン22 5・マザーファ ンド	1,255,685	4.7921	6,017,369	5.1914	6,518,763	—	—	8.26
6	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	73	74,641.06	5,448,798	76,642.80	5,594,925	—	—	7.09
7	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	664	7,364.34	4,889,927	7,575.68	5,030,257	—	—	6.38
8	日本	国債証券	第77回利付国 債（30年）	3,600,000	96.75	3,483,076	97.50	3,510,000	1.6	2052年12 月20日	4.45
9	アメリカ	投資信託受 益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	926	3,720.19	3,444,901	3,733.60	3,457,316	—	—	4.38
10	アメリカ	投資信託受 益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	304	7,120.16	2,164,531	7,318.04	2,224,685	—	—	2.82
11	日本	親投資信託 受益証券	J－REITイン デックス・マ ザーファンド	420,534	2.5244	1,061,625	2.4310	1,022,318	—	—	1.30
12	アイルラ ンド	投資信託受 益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	54	17,925.18	967,960	17,834.24	963,049	—	—	1.22
13	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	249	3,419.30	851,406	3,405.14	847,880	—	—	1.07
14	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	239	3,445.48	823,472	3,481.98	832,194	—	—	1.05
15	日本	国債証券	第15回利付国 債（40年）	700,000	76.88	538,220	77.72	544,040	1	2062年 3 月20日	0.69

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
国債証券	66.02
投資信託受益証券	24.02
親投資信託受益証券	9.56
合計	99.60

グローバル資産分散投資ファンド Bコース（やや安定）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第363回利付 国債（10年）	12,100,000	97.36	11,781,286	97.24	11,767,129	0.1	2031年 6 月20日	13.78
2	日本	国債証券	第155回利付 国債（5年）	11,400,000	100.44	11,450,274	100.13	11,414,934	0.3	2027年12 月20日	13.36
3	日本	親投資信託 受益証券	日本インデック スオープン22 5・マザーファ ンド	2,106,174	4.7847	10,077,410	5.1914	10,933,991	—	—	12.80

4	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	1,281	7,355.70	9,422,664	7,575.68	9,704,456	—	—	11.36
5	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	113	74,589.17	8,428,577	76,642.81	8,660,638	—	—	10.14
6	日本	国債証券	第445回利付国債（2年）	8,500,000	100.04	8,504,026	100.04	8,504,026	0.005	2025年2月1日	9.96
7	日本	国債証券	第183回利付国債（20年）	6,400,000	99.70	6,380,928	100.29	6,419,072	1.4	2042年12月20日	7.52
8	アメリカ	投資信託受益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	940	3,718.53	3,495,423	3,733.60	3,509,586	—	—	4.11
9	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	459	7,116.14	3,266,310	7,318.04	3,358,981	—	—	3.93
10	日本	国債証券	第77回利付国債（30年）	2,800,000	96.75	2,709,056	97.50	2,730,000	1.6	2052年12月20日	3.20
11	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	126	17,925.66	2,258,634	17,834.24	2,247,115	—	—	2.63
12	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	583	3,418.70	1,993,104	3,405.14	1,985,198	—	—	2.32
13	日本	親投資信託受益証券	J－REITインデックス・マザーファンド	721,912	2.5285	1,825,354	2.4310	1,754,968	—	—	2.05
14	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	497	3,439.79	1,709,579	3,481.98	1,730,546	—	—	2.03
15	日本	国債証券	第15回利付国債（40年）	500,000	76.87	384,380	77.72	388,600	1	2062年3月20日	0.45

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
国債証券	48.26
投資信託受益証券	36.52
親投資信託受益証券	14.86
合計	99.64

グローバル資産分散投資ファンド Cコース（標準）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	374	74,753.47	27,957,798	76,642.81	28,664,413	—	—	15.05
2	日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン225・マザーファンド	5,203,384	4.8103	25,030,240	5.1914	27,012,847	—	—	14.19
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	3,221	7,378.70	23,766,810	7,575.68	24,401,290	—	—	12.81
4	日本	国債証券	第363回利付国債（10年）	18,500,000	97.36	18,012,686	97.24	17,991,065	0.1	2031年6月20日	9.45
5	日本	国債証券	第155回利付国債（5年）	17,400,000	100.41	17,472,105	100.13	17,422,794	0.3	2027年12月20日	9.15
6	アメリカ	投資信託受益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	4,144	3,721.44	15,421,668	3,733.60	15,472,049	—	—	8.12
7	日本	国債証券	第445回利付国債（2年）	13,000,000	100.04	13,005,309	100.04	13,005,309	0.005	2025年2月1日	6.83
8	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	1,553	7,135.03	11,080,707	7,318.04	11,364,919	—	—	5.97
9	日本	国債証券	第183回利付国債（20年）	9,800,000	99.82	9,782,862	100.29	9,829,204	1.4	2042年12月20日	5.16
10	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	336	17,921.67	6,021,683	17,834.24	5,992,306	—	—	3.15
11	日本	親投資信託受益証券	J－REITインデックス・マザーファンド	2,237,280	2.5087	5,612,801	2.4310	5,438,827	—	—	2.86

12	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	1,566	3,416.76	5,350,650	3,405.14	5,332,452	—	—	2.80
13	日本	国債証券	第77回利付国債（30年）	4,300,000	96.97	4,169,939	97.50	4,192,500	1.6	2052年12月20日	2.20
14	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	796	3,448.90	2,745,329	3,481.98	2,771,659	—	—	1.46
15	日本	国債証券	第15回利付国債（40年）	800,000	77.15	617,206	77.72	621,760	1	2062年3月20日	0.33

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
国債証券	33.12
投資信託受益証券	49.36
親投資信託受益証券	17.04
合計	99.52

グローバル資産分散投資ファンド Dコース（やや積極）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	4,580	7,355.70	33,689,149	7,575.68	34,696,649	—	—	19.94
2	日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン225・マザーファンド	6,175,933	4.7847	29,549,986	5.1914	32,061,738	—	—	18.43
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	334	74,589.18	24,912,787	76,642.81	25,598,700	—	—	14.71
4	アメリカ	投資信託受益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	5,949	3,718.53	22,121,568	3,733.60	22,211,202	—	—	12.77
5	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	1,379	7,116.14	9,813,163	7,318.04	10,091,580	—	—	5.80
6	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	510	17,925.66	9,142,089	17,834.24	9,095,465	—	—	5.23
7	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	2,365	3,418.70	8,085,231	3,405.14	8,053,161	—	—	4.63
8	日本	親投資信託受益証券	J-REITインデックス・マザーファンド	2,534,309	2.5285	6,408,000	2.4310	6,160,905	—	—	3.54
9	日本	国債証券	第363回利付国債（10年）	6,000,000	97.36	5,841,960	97.24	5,834,940	0.1	2031年6月20日	3.35
10	日本	国債証券	第155回利付国債（5年）	5,700,000	100.44	5,725,137	100.13	5,707,467	0.3	2027年12月20日	3.28
11	日本	国債証券	第445回利付国債（2年）	4,200,000	100.04	4,202,072	100.04	4,202,072	0.005	2025年2月1日	2.42
12	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	1,202	3,439.79	4,134,635	3,481.98	4,185,344	—	—	2.41
13	日本	国債証券	第183回利付国債（20年）	3,200,000	99.70	3,190,464	100.29	3,209,536	1.4	2042年12月20日	1.84
14	日本	国債証券	第77回利付国債（30年）	1,400,000	96.75	1,354,528	97.50	1,365,000	1.6	2052年12月20日	0.78
15	日本	国債証券	第15回利付国債（40年）	300,000	76.87	230,628	77.72	233,160	1	2062年3月20日	0.13

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
国債証券	11.81
投資信託受益証券	65.49
親投資信託受益証券	21.97

合計	99.28
----	-------

グローバル資産分散投資ファンド Eコース（積極）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE S&P 500 ETF	544	74,589.18	40,576,516	76,642.81	41,693,692	22.93
2	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	5,438	7,355.70	40,000,348	7,575.68	41,196,589	22.66
3	日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン225・マザーファンド	7,603,743	4.7847	36,381,629	5.1914	39,474,071	21.71
4	アメリカ	投資信託受益証券	VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	6,152	3,718.53	22,876,431	3,733.60	22,969,123	12.63
5	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	2,211	7,116.14	15,733,795	7,318.04	16,180,191	8.90
6	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	2,441	3,439.79	8,396,542	3,481.98	8,499,522	4.67
7	日本	親投資信託受益証券	J-REITインデックス・マザーファンド	2,178,818	2.5285	5,509,141	2.4310	5,296,706	2.91
8	アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	121	17,925.65	2,169,004	17,834.23	2,157,942	1.19
9	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES US TREASURY BOND ETF	559	3,418.70	1,911,054	3,405.14	1,903,474	1.05

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	74.03
親投資信託受益証券	24.62
合計	98.65

（参考）日本インデックスオープン225・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	48,000	34,195.00	1,641,360,000	43,260.00	2,076,480,000	10.99
2	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	48,000	22,322.93	1,071,501,000	36,870.00	1,769,760,000	9.37
3	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	128,000	4,633.21	593,052,000	6,910.00	884,480,000	4.68
4	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	96,000	6,395.25	613,944,000	8,790.00	843,840,000	4.47
5	日本	株式	信越化学工業	化学	80,000	4,834.68	386,775,000	6,387.00	510,960,000	2.70
6	日本	株式	KDDI	情報・通信業	96,000	4,395.75	421,992,000	4,554.00	437,184,000	2.31
7	日本	株式	TDK	電気機器	48,000	5,554.56	266,619,000	7,786.00	373,728,000	1.98
8	日本	株式	テルモ	精密機器	64,000	4,390.12	280,968,000	5,836.00	373,504,000	1.98
9	日本	株式	ファナック	電気機器	80,000	4,167.68	333,415,000	4,372.00	349,760,000	1.85
10	日本	株式	ダイキン工業	機械	16,000	25,937.18	414,995,000	21,175.00	338,800,000	1.79
11	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	48,000	5,379.00	258,192,000	6,044.00	290,112,000	1.54
12	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	80,000	2,645.50	211,640,000	3,621.00	289,680,000	1.53
13	日本	株式	中外製薬	医薬品	48,000	4,489.50	215,496,000	6,000.00	288,000,000	1.52
14	日本	株式	京セラ	電気機器	128,000	1,912.15	244,756,000	2,204.50	282,176,000	1.49
15	日本	株式	レーザーテック	電気機器	6,400	24,179.75	154,750,449	39,950.00	255,680,000	1.35
16	日本	株式	第一三共	医薬品	48,000	4,199.00	201,552,000	4,974.00	238,752,000	1.26
17	日本	株式	日東電工	化学	16,000	10,350.25	165,604,000	13,750.00	220,000,000	1.16

18	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	16,000	12,731.06	203,697,000	12,945.00	207,120,000	1.10
19	日本	株式	NTTデータグループ	情報・通信業	80,000	1,979.87	158,390,000	2,434.50	194,760,000	1.03
20	日本	株式	デンソー	輸送用機器	64,000	2,554.45	163,485,000	2,754.00	176,256,000	0.93
21	日本	株式	セコム	サービス業	16,000	10,198.68	163,179,000	10,920.00	174,720,000	0.92
22	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	96,000	1,640.68	157,506,000	1,782.00	171,072,000	0.91
23	日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	16,000	8,405.87	134,494,000	10,080.00	161,280,000	0.85
24	日本	株式	キッコーマン	食料品	16,000	8,422.37	134,758,000	9,801.00	156,816,000	0.83
25	日本	株式	HOYA	精密機器	8,000	16,693.18	133,545,500	19,485.00	155,880,000	0.83
26	日本	株式	豊田通商	卸売業	16,000	9,025.25	144,404,000	9,674.00	154,784,000	0.82
27	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	16,000	8,805.31	140,885,000	9,523.00	152,368,000	0.81
28	日本	株式	SMC	機械	1,600	72,947.31	116,715,700	90,150.00	144,240,000	0.76
29	日本	株式	三菱商事	卸売業	45,000	2,534.00	114,030,000	3,205.00	144,225,000	0.76
30	日本	株式	パンダイナムコホールディングス	その他製品	48,000	3,346.81	160,647,000	2,893.00	138,864,000	0.73

(種類別及び業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.06
		建設業	1.38
		食料品	2.98
		繊維製品	0.07
		パルプ・紙	0.06
		化学	6.50
		医薬品	5.67
		石油・石炭製品	0.20
		ゴム製品	0.67
		ガラス・土石製品	0.62
		鉄鋼	0.08
		非鉄金属	0.64
		金属製品	0.02
		機械	4.32
		電気機器	28.07
		輸送用機器	4.72
		精密機器	3.72
		その他製品	2.02
		電気・ガス業	0.14
		陸運業	1.08
		海運業	0.41
		空運業	0.25
		倉庫・運輸関連業	0.18
		情報・通信業	10.19

	卸売業	3.13
	小売業	12.84
	銀行業	0.62
	証券、商品先物取引業	0.16
	保険業	0.91
	その他金融業	0.79
	不動産業	1.02
	サービス業	3.91
	合計	97.49

(参考) J－REITインデックス・マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	712	620,109	441,517,724	577,000	410,824,000	6.72
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	627	606,198	380,086,621	540,000	338,580,000	5.54
3	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	1,973	171,183	337,745,717	148,900	293,779,700	4.80
4	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	1,063	284,022	301,916,264	250,600	266,387,800	4.36
5	日本	投資証券	KDX不動産投資法人 投資証券	1,756	171,689	301,486,323	149,900	263,224,400	4.31
6	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	2,924	98,636	288,412,281	88,300	258,189,200	4.22
7	日本	投資証券	GLP投資法人 投資証券	2,061	138,279	284,993,638	118,900	245,052,900	4.01
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	920	267,320	245,934,705	244,400	224,848,000	3.68
9	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	1,365	158,716	216,648,277	141,500	193,147,500	3.16
10	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	1,216	184,468	224,313,835	158,100	192,249,600	3.14
11	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	599	342,359	205,073,338	306,000	183,294,000	3.00
12	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	2,954	64,572	190,748,535	61,500	181,671,000	2.97
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	2,042	75,341	153,846,658	72,600	148,249,200	2.42
14	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	1,111	142,108	157,882,642	126,000	139,986,000	2.29
15	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	417	375,493	156,580,711	328,500	136,984,500	2.24
16	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	1,833	84,160	154,266,279	74,100	135,825,300	2.22
17	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	320	413,873	132,439,610	389,500	124,640,000	2.04
18	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	211	647,389	136,599,251	568,000	119,848,000	1.96
19	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	780	146,633	114,373,892	140,900	109,902,000	1.80
20	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	254	489,550	124,345,787	424,500	107,823,000	1.76
21	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	389	302,671	117,739,119	255,900	99,545,100	1.63
22	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	748	148,448	111,039,607	131,500	98,362,000	1.61
23	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	226	473,429	106,995,124	429,500	97,067,000	1.59
24	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	717	148,183	106,247,361	131,100	93,998,700	1.54

25	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資証券	898	112,508	101,032,375	100,800	90,518,400	1.48
26	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	300	333,506	100,051,878	286,700	86,010,000	1.41
27	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	571	163,218	93,197,702	146,400	83,594,400	1.37
28	日本	投資証券	森トラストリート投資法人 投資証券	1,176	75,589	88,893,163	69,700	81,967,200	1.34
29	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人 投資証券	211	390,172	82,326,395	349,500	73,744,500	1.21
30	日本	投資証券	N T T都市開発リート投資法人 投資証券	619	139,488	86,343,087	118,700	73,475,300	1.20

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
投資証券	96.97
合計	96.97

②【投資不動産物件】

グローバル資産分散投資ファンド Aコース（安定）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド Bコース（やや安定）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド Cコース（標準）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド Dコース（やや積極）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド Eコース（積極）

該当事項はありません。

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）J－REITインデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

グローバル資産分散投資ファンド Aコース（安定）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド Bコース（やや安定）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド Cコース（標準）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド Dコース（やや積極）

該当事項はありません。

グローバル資産分散投資ファンド Eコース（積極）

該当事項はありません。

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額(円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	11	日本円	399,589,680	431,860,000	2.29

（参考）J－REITインデックス・マザーファンド

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額(円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	東証REIT指数先物	買建	104	日本円	186,557,280	176,696,000	2.89

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

グローバル資産分散投資ファンド Aコース（安定）

	純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2024年 2月 6日）	71,964,523	71,964,523	1.0542	1.0542
2023年 2月末日	40,080,889	—	1.0020	—
3月末日	40,479,527	—	1.0120	—
4月末日	40,722,772	—	1.0181	—
5月末日	41,241,871	—	1.0310	—
6月末日	48,186,515	—	1.0543	—
7月末日	50,817,393	—	1.0461	—
8月末日	50,562,995	—	1.0409	—
9月末日	49,875,670	—	1.0268	—
10月末日	48,912,357	—	1.0069	—
11月末日	50,486,708	—	1.0393	—
12月末日	75,058,966	—	1.0425	—
2024年 1月末日	71,858,597	—	1.0527	—
2月末日	78,887,329	—	1.0686	—

グローバル資産分散投資ファンド Bコース（やや安定）

	純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2024年 2月 6日）	83,728,590	83,728,590	1.0884	1.0884
2023年 2月末日	39,995,547	—	0.9999	—
3月末日	55,636,125	—	1.0103	—
4月末日	56,111,905	—	1.0190	—
5月末日	57,234,387	—	1.0393	—

6月末日	59,131,288	—	1.0738	—
7月末日	59,266,686	—	1.0698	—
8月末日	72,470,556	—	1.0663	—
9月末日	61,070,498	—	1.0489	—
10月末日	59,922,945	—	1.0261	—
11月末日	65,351,912	—	1.0664	—
12月末日	92,966,996	—	1.0693	—
2024年 1月末日	83,596,098	—	1.0867	—
2月末日	85,414,036	—	1.1106	—

グローバル資産分散投資ファンド Cコース（標準）

	純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2024年 2月 6日）	168,450,934	168,450,934	1.1235	1.1235
2023年 2月末日	39,983,848	—	0.9996	—
3月末日	40,278,576	—	1.0067	—
4月末日	53,164,196	—	1.0179	—
5月末日	54,806,011	—	1.0463	—
6月末日	83,661,942	—	1.0890	—
7月末日	81,556,352	—	1.0895	—
8月末日	85,794,930	—	1.0881	—
9月末日	96,559,244	—	1.0681	—
10月末日	85,945,574	—	1.0443	—
11月末日	96,291,292	—	1.0926	—
12月末日	153,867,801	—	1.0941	—
2024年 1月末日	168,136,323	—	1.1214	—
2月末日	190,427,787	—	1.1522	—

グローバル資産分散投資ファンド Dコース（やや積極）

	純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2024年 2月 6日）	167,851,742	167,851,742	1.1559	1.1559
2023年 2月末日	39,894,648	—	0.9974	—
3月末日	40,174,964	—	1.0031	—
4月末日	40,678,349	—	1.0154	—
5月末日	42,288,978	—	1.0518	—
6月末日	49,919,006	—	1.1074	—
7月末日	53,737,893	—	1.1113	—
8月末日	55,556,977	—	1.1126	—
9月末日	58,727,548	—	1.0880	—
10月末日	63,070,431	—	1.0635	—

11月末日	95,501,480	—	1.1187	—
12月末日	139,161,988	—	1.1194	—
2024年 1月末日	167,593,534	—	1.1541	—
2月末日	173,965,977	—	1.1940	—

グローバル資産分散投資ファンド Eコース（積極）

	純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2024年 2月 6日）	172,281,242	172,281,242	1.1984	1.1984
2023年 2月末日	39,813,578	—	0.9953	—
3月末日	39,907,027	—	0.9977	—
4月末日	40,537,300	—	1.0134	—
5月末日	42,287,600	—	1.0572	—
6月末日	45,033,801	—	1.1258	—
7月末日	46,218,110	—	1.1374	—
8月末日	46,999,349	—	1.1389	—
9月末日	49,953,266	—	1.1106	—
10月末日	50,535,746	—	1.0794	—
11月末日	87,148,439	—	1.1461	—
12月末日	166,501,350	—	1.1502	—
2024年 1月末日	171,877,123	—	1.1956	—
2月末日	181,817,676	—	1.2483	—

②【分配の推移】

グローバル資産分散投資ファンド Aコース（安定）

	期間	分配金 （1口当たり）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円

グローバル資産分散投資ファンド Bコース（やや安定）

	期間	分配金 （1口当たり）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円

グローバル資産分散投資ファンド Cコース（標準）

	期間	分配金 （1口当たり）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円

グローバル資産分散投資ファンド Dコース（やや積極）

	期間	分配金 （1口当たり）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円

グローバル資産分散投資ファンド Eコース（積極）

	期間	分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	0.0000円

③【収益率の推移】

グローバル資産分散投資ファンド Aコース（安定）

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	5.4

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

グローバル資産分散投資ファンド Bコース（やや安定）

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	8.8

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

グローバル資産分散投資ファンド Cコース（標準）

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	12.4

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

グローバル資産分散投資ファンド Dコース（やや積極）

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	15.6

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

グローバル資産分散投資ファンド Eコース（積極）

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2023年 2月 6日～2024年 2月 6日	19.8

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

グローバル資産分散投資ファンド Aコース（安定）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	78,697,090	10,433,915

グローバル資産分散投資ファンド Bコース（やや安定）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	97,112,966	20,186,847

グローバル資産分散投資ファンド Cコース（標準）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	183,717,343	33,778,628

グローバル資産分散投資ファンド Dコース（やや積極）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	178,150,960	32,940,963

グローバル資産分散投資ファンド Eコース（積極）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	173,889,215	30,127,704

《参考情報》

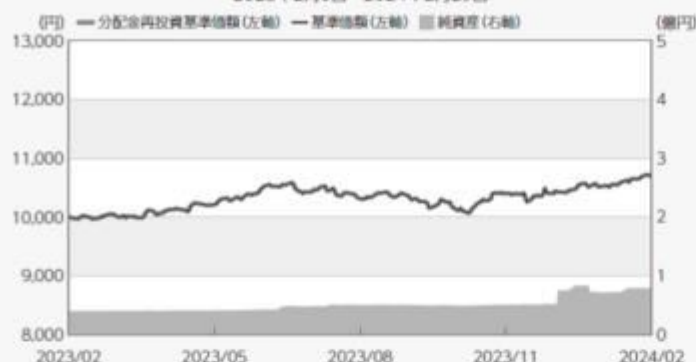
2024年2月29日現在

運用実績

グローバル資産分散投資ファンド Aコース(安定)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2024年2月29日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2024年 2月	0円
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

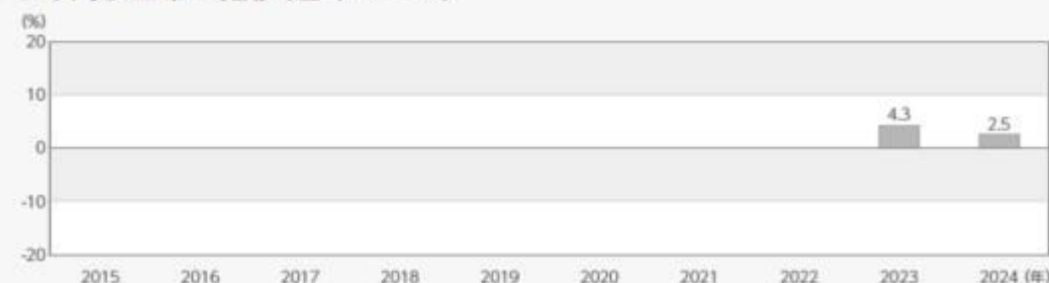
※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	8.26%
J-REITインデックス・マザーファンド	1.30%
上場投資信託証券	24.02%
株式	-
債券	66.02%
その他資産	0.40%
合計	100.00%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
第363回利付国債(10年)	債券	18.74%
第155回利付国債(5年)	債券	18.15%
第445回利付国債(2年)	債券	13.57%
第183回利付国債(20年)	債券	10.43%
日本インデックスオープン225・マザーファンド	-	8.26%
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	7.09%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	6.38%
第77回利付国債(30年)	債券	4.45%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	4.38%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	2.82%

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2023年はファンドの設定日から年末まで、2024年は年初から2月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

●
運用実績

○
手続・
手数料等

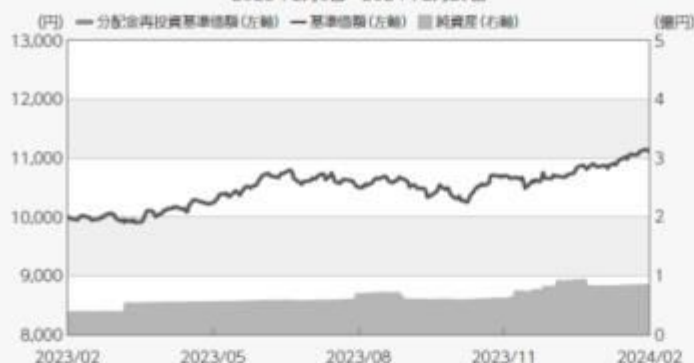
2024年2月29日現在

運用実績

グローバル資産分散投資ファンド Bコース(やや安定)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2024年2月29日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2024年 2月	0円
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

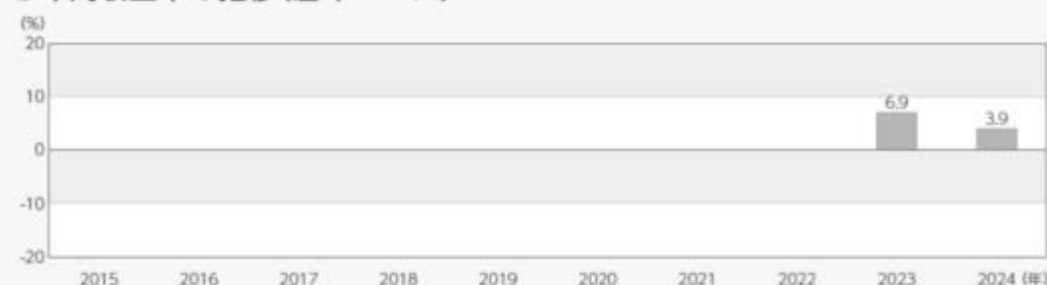
※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	12.80%
J-REITインデックス・マザーファンド	2.05%
上場投資信託証券	36.52%
株式	-
債券	48.26%
その他資産	0.36%
合計	100.00%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
第363回利付国債(10年)	債券	13.78%
第155回利付国債(5年)	債券	13.36%
日本インデックスオープン225・マザーファンド	-	12.80%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	11.36%
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	10.14%
第445回利付国債(2年)	債券	9.96%
第183回利付国債(20年)	債券	7.52%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	4.11%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	3.93%
第77回利付国債(30年)	債券	3.20%

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンD内にはベンチマークはありません。

※2023年はファンドの設定日から年末まで、2024年は年初から2月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

●
運用実績

○
手続・
手数料等

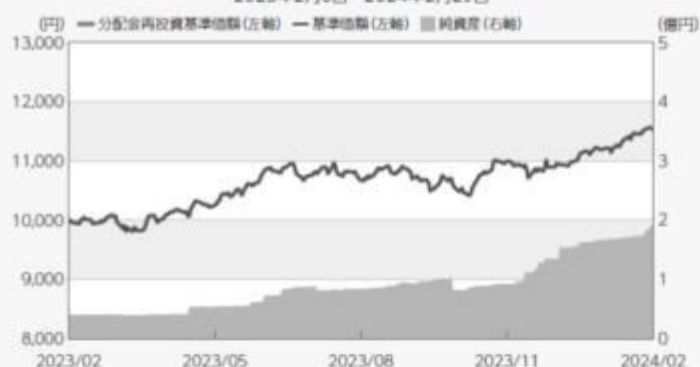
2024年2月29日現在

運用実績

グローバル資産分散投資ファンド Cコース(標準)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2024年2月29日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2024年 2月	0円
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

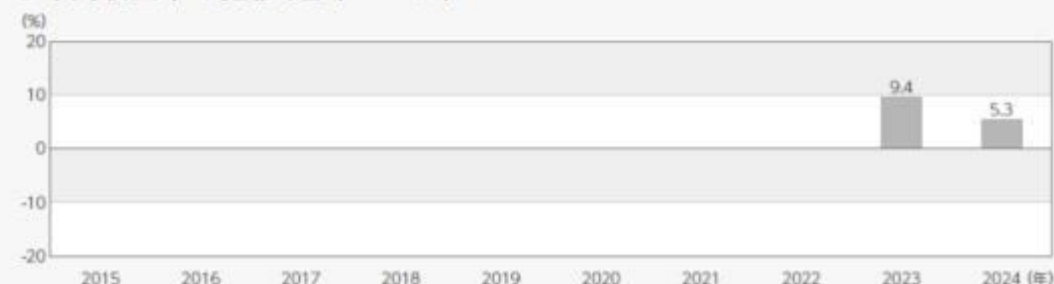
※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	14.19%
J-REITインデックス・マザーファンド	2.86%
上場投資信託証券	49.36%
株式	-
債券	33.12%
その他資産	0.48%
合計	100.00%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	15.05%
日本インデックスオープン225・マザーファンド	-	14.19%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	12.81%
第363回利付国債(10年)	債券	9.45%
第155回利付国債(5年)	債券	9.15%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	8.12%
第445回利付国債(2年)	債券	6.83%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	5.97%
第183回利付国債(20年)	債券	5.16%
ISHARES CORE EURO GOVT BOND	上場投資信託証券	3.15%

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンド内にはベンチマークはありません。

※2023年はファンドの設定日から年末まで、2024年は年初から2月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

 ファンドの
目的・特色

 投資
リスク

運用実績

 手続・
手数料等

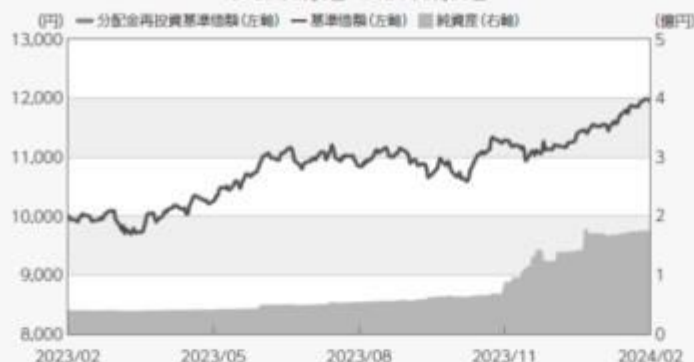
2024年2月29日現在

運用実績

グローバル資産分散投資ファンド Dコース(やや積極)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2024年2月29日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2024年 2月	0円
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

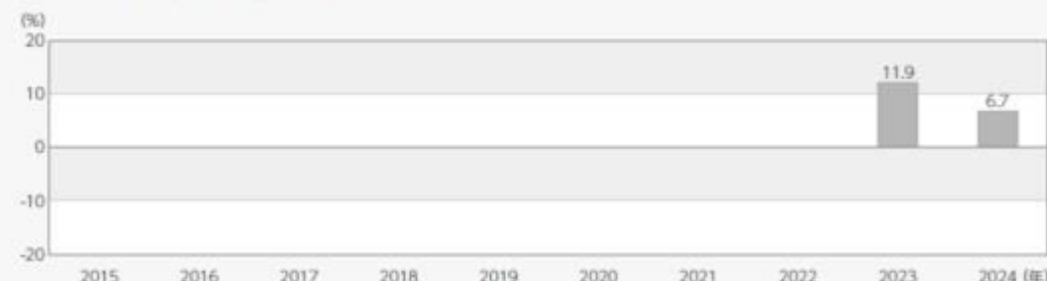
※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	18.43%
J-REITインデックス・マザーファンド	3.54%
上場投資信託証券	65.49%
株式	-
債券	11.81%
その他資産	0.72%
合計	100.00%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	19.94%
日本インデックスオープン225・マザーファンド	-	18.43%
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	14.71%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	12.77%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	5.80%
ISHARES CORE EURO GOVT BOND	上場投資信託証券	5.23%
ISHARES US TREASURY BOND ETF	上場投資信託証券	4.63%
J-REITインデックス・マザーファンド	-	3.54%
第363回利付国債(10年)	債券	3.35%
第155回利付国債(5年)	債券	3.28%

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンド内にはベンチマークはありません。

※2023年はファンドの設定日から年末まで、2024年は年初から2月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色○
投資
リスク●
運用実績○
手続・
手数料等

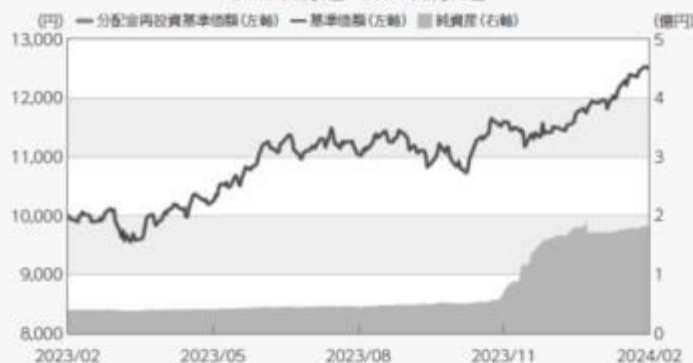
2024年2月29日現在

運用実績

グローバル資産分散投資ファンド Eコース(積極)

●基準価額・純資産の推移

2023年2月6日～2024年2月29日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2024年 2月	0円
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

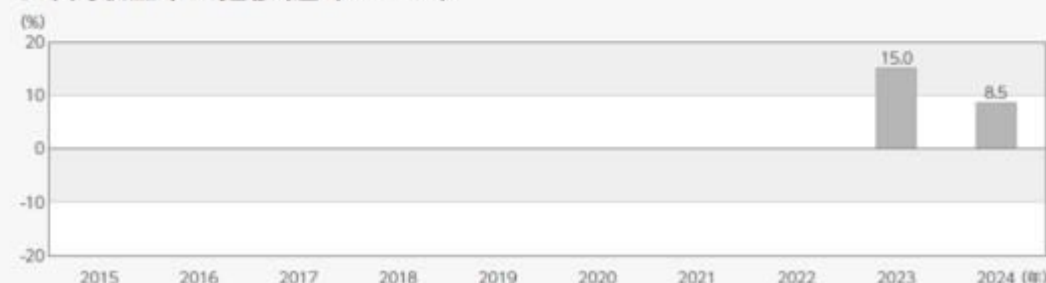
※純資産比率は、四捨五入の関係で合計と合わない場合があります。

資産・ファンド名	純資産比率
日本インデックスオープン225・マザーファンド	21.71%
J-REITインデックス・マザーファンド	2.91%
上場投資信託証券	74.03%
株式	-
債券	-
その他資産	1.35%
合計	100.00%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

銘柄・ファンド名	種類	純資産比率
ISHARES CORE S&P 500 ETF	上場投資信託証券	22.93%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	上場投資信託証券	22.66%
日本インデックスオープン225・マザーファンド	-	21.71%
VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	上場投資信託証券	12.63%
VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	上場投資信託証券	8.90%
ISHARES GLOBAL REIT ETF	上場投資信託証券	4.67%
J-REITインデックス・マザーファンド	-	2.91%
ISHARES CORE EURO GOVT BOND	上場投資信託証券	1.19%
ISHARES US TREASURY BOND ETF	上場投資信託証券	1.05%
-	-	-

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2023年はファンドの設定日から年末まで、2024年は年初から2月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

●
運用実績

○
手数料等

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークの取引所の休業日もしくはロンドンの取引所の休業日

◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

※申込受付時間は、2024年11月5日以降は原則として、午後3時30分までとなる予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。
- ・ 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- ・ 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、

販売会社にお問い合わせ下さい。

申込（販売）手続等に関するお問い合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークの取引所の休業日もしくはロンドンの取引所の休業日

◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

※申込受付時間は、2024年11月5日以降は原則として、午後3時30分までとなる予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。また、信託財産留保額はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することができるものとします。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

換金（解約）手続等に関するお問い合わせ先（照会先）**SBI岡三アセットマネジメント株式会社****フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）****ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>****3【資産管理等の概要】****（1）【資産の評価】****■ 基準価額の計算方法**

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 上場投資信託証券の評価

上場投資信託証券は、原則として、取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

■ 株式の評価

わが国の金融商品取引所上場株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。海外の取引所上場株式は、原則として、海外の取引所又は取引所に準ずる市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

■ 債券の評価

債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 不動産投資信託証券の評価

わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券は、原則として、取引所における最終相場で評価します。海外の取引所および取引所に準ずる市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

お問い合わせ先（照会先）**SBI岡三アセットマネジメント株式会社****フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）****ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>**

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2023年2月6日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年2月7日から翌年2月6日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】**■ 投資信託契約の解約（繰上償還）**

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にした

がい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、

当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2023年 2月 6日から2024年 2月 6日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル資産分散投資ファンド Aコース（安定）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2024年 2月 6日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	7,513
金銭信託	33,209
コール・ローン	586,452
国債証券	47,729,610
投資信託受益証券	17,357,156
親投資信託受益証券	6,714,308
未収配当金	16,122
未収利息	24,440
前払費用	4,970
流動資産合計	72,473,780
資産合計	72,473,780
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	9,308
未払委託者報酬	496,260
その他未払費用	3,689
流動負債合計	509,257
負債合計	509,257
純資産の部	
元本等	
元本	*1 68,263,175
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,701,348
（分配準備積立金）	2,191,262
元本等合計	71,964,523
純資産合計	*2 71,964,523
負債純資産合計	72,473,780

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
営業収益	
受取配当金	341,277
受取利息	140,477
有価証券売買等損益	1,453,293
為替差損益	1,527,465
営業収益合計	3,462,512
営業費用	
支払利息	372
受託者報酬	16,189
委託者報酬	863,307
その他費用	88,557
営業費用合計	968,425
営業利益又は営業損失（△）	2,494,087
経常利益又は経常損失（△）	2,494,087
当期純利益又は当期純損失（△）	2,494,087
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	302,825
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,740,907
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,740,907
剰余金減少額又は欠損金増加額	230,821
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	230,821
分配金	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,701,348

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を書しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、2023年 2月 6日(設定日)から2024年 2月 6日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年 2月 6日現在)	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	68,263,175口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.0542円
(10,000口当たりの純資産額	10,542円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日		
*1.分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	381,412円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,809,850円
収益調整金額	C	1,510,086円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,701,348円
当ファンドの期末残存口数	F	68,263,175口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	542円
10,000口当たり分配金額	H	0円

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)
1.金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。
3.金融商品に係るリスク管理体制		当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

項 目	期 別	第1期 (2024年 2月 6日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	
該当事項はありません。	

(その他の注記)

1.元本の移動

第1期 (2024年 2月 6日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	40,000,000円
期中追加設定元本額	38,697,090円
期中一部解約元本額	10,433,915円

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△319,495
投資信託受益証券	481,264
親投資信託受益証券	941,311
合計	1,103,080

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第445回利付国債（2年）	9,900,000	9,904,890	
		第155回利付国債（5年）	13,200,000	13,258,212	
		第15回利付国債（40年）	600,000	461,256	
		第363回利付国債（10年）	14,000,000	13,631,240	
		第77回利付国債（30年）	3,200,000	3,096,064	
		第183回利付国債（20年）	7,400,000	7,377,948	
		銘柄数：6 組入時価比率：66.3%	48,300,000	47,729,610 100.0%	
	国債証券合計			47,729,610	
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	637	31,098.34	
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	70	34,653.50	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	218	4,976.94	
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	231	5,241.39	
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	858	21,175.44	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	290	13,696.70	
		銘柄数：6 組入時価比率：22.9%	2,304	110,842.31 (16,480,034) 94.9%	
	ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	50	5,490.25	
		銘柄数：1 組入時価比率：1.2%	50	5,490.25 (877,122) 5.1%	
	投資信託受益証券合計			17,357,156 (17,357,156)	
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン225・マザーファンド	1,208,578	5,782,683	

	計	J-REITインデックス・マザー ファンド	368,450	931,625	
		銘柄数：2	1,577,028	6,714,308	
		組入時価比率：9.3%		100.0%	
		親投資信託受益証券合計		6,714,308	
	合計			71,801,074 (17,357,156)	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

【グローバル資産分散投資ファンド Bコース（やや安定）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2024年 2月 6日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	21,665
金銭信託	56,341
コール・ローン	994,931
国債証券	41,210,134
投資信託受益証券	30,152,021
親投資信託受益証券	11,902,764
未収配当金	20,009
未収利息	23,974
前払費用	1,435
流動資産合計	84,383,274
資産合計	84,383,274
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	11,965
未払委託者報酬	637,978
その他未払費用	4,741
流動負債合計	654,684
負債合計	654,684
純資産の部	
元本等	
元本	*1 76,926,119
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,802,471
（分配準備積立金）	4,572,289
元本等合計	83,728,590
純資産合計	*2 83,728,590
負債純資産合計	84,383,274

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
営業収益	
受取配当金	662,346
受取利息	135,463
有価証券売買等損益	3,507,268
為替差損益	2,653,366
その他収益	102
営業収益合計	6,958,545
営業費用	
支払利息	396
受託者報酬	20,684
委託者報酬	1,103,056
その他費用	158,418
営業費用合計	1,282,554
営業利益又は営業損失（△）	5,675,991
経常利益又は経常損失（△）	5,675,991
当期純利益又は当期純損失（△）	5,675,991
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,103,702
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,627,022
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,627,022
剰余金減少額又は欠損金増加額	396,840
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	396,840
分配金	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,802,471

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第1期
		自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を書しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、2023年 2月 6日(設定日)から2024年 2月 6日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年 2月 6日現在)	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	76,926,119口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.0884円
(10,000口当たりの純資産額)	10,884円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	
*1.分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	A 704,386円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 3,867,903円
収益調整金額	C 2,230,182円
分配準備積立金額	D 0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 6,802,471円
当ファンドの期末残存口数	F 76,926,119口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 884円
10,000口当たり分配金額	H 0円

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)
1.金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。
3.金融商品に係るリスク管理体制		当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

項 目	期 別	第1期 (2024年 2月 6日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	
該当事項はありません。	

(その他の注記)

1.元本の移動

第1期 (2024年 2月 6日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	40,000,000円
期中追加設定元本額	57,112,966円
期中一部解約元本額	20,186,847円

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△291,163
投資信託受益証券	1,106,140
親投資信託受益証券	1,797,384
合計	2,612,361

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第445回利付国債（2年）	8,500,000	8,504,210	
		第155回利付国債（5年）	11,400,000	11,450,274	
		第15回利付国債（40年）	500,000	384,380	
		第363回利付国債（10年）	12,100,000	11,781,286	
		第77回利付国債（30年）	2,800,000	2,709,056	
		第183回利付国債（20年）	6,400,000	6,380,928	
		銘柄数：6 組入時価比率：49.2%	41,700,000	41,210,134 100.0%	
	国債証券合計			41,210,134	
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	1,281	62,538.42	
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	113	55,940.65	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	497	11,346.51	
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	583	13,228.27	
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	940	23,199.20	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	459	21,678.57	
		銘柄数：6 組入時価比率：33.4%	3,873	187,931.62 (27,941,673) 92.7%	
	ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	126	13,835.43	
		銘柄数：1 組入時価比率：2.6%	126	13,835.43 (2,210,348) 7.3%	
	投資信託受益証券合計			30,152,021 (30,152,021)	
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン225・マザーファンド	2,106,174	10,077,410	

	計	J-REITインデックス・マザー ファンド	721,912	1,825,354	
		銘柄数：2	2,828,086	11,902,764	
		組入時価比率：14.2%		100.0%	
		親投資信託受益証券合計		11,902,764	
	合計			83,264,919	
				(30,152,021)	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

【グローバル資産分散投資ファンド Cコース（標準）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2024年 2月 6日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	42,307
金銭信託	178,105
コール・ローン	3,145,178
国債証券	54,937,212
投資信託受益証券	83,090,734
親投資信託受益証券	27,953,041
未収配当金	71,255
未収利息	30,208
前払費用	3,779
流動資産合計	169,451,819
資産合計	169,451,819
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	18,293
未払委託者報酬	975,318
未払利息	1
その他未払費用	7,273
流動負債合計	1,000,885
負債合計	1,000,885
純資産の部	
元本等	
元本	*1 149,938,715
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,512,219
（分配準備積立金）	8,745,706
元本等合計	168,450,934
純資産合計	*2 168,450,934
負債純資産合計	169,451,819

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
営業収益	
受取配当金	1,291,030
受取利息	119,140
有価証券売買等損益	5,714,514
為替差損益	4,707,264
その他収益	75
営業収益合計	11,832,023
営業費用	
支払利息	711
受託者報酬	27,376
委託者報酬	1,459,834
その他費用	372,006
営業費用合計	1,859,927
営業利益又は営業損失（△）	9,972,096
経常利益又は経常損失（△）	9,972,096
当期純利益又は当期純損失（△）	9,972,096
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,226,390
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,092,640
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,092,640
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,326,127
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,326,127
分配金	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,512,219

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
		投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
		国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を書しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。
		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
		為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、2023年 2月 6日(設定日)から2024年 2月 6日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 (2024年 2月 6日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	149,938,715口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.1235円
(10,000口当たりの純資産額)	11,235円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	
*1.分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	1,316,678円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	7,429,028円
収益調整金額	C	9,766,513円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,512,219円
当ファンドの期末残存口数	F	149,938,715口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,234円
10,000口当たり分配金額	H	0円

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別 第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

項 目	期 別 第1期 (2024年 2月 6日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	

（重要な後発事象に関する注記）

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	
該当事項はありません。	

（その他の注記）

1.元本の移動

第1期 (2024年 2月 6日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	40,000,000円
期中追加設定元本額	143,717,343円
期中一部解約元本額	33,778,628円

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△440,665
投資信託受益証券	2,662,770
親投資信託受益証券	3,168,186
合計	5,390,291

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第445回利付国債（2年）	11,300,000	11,305,615	
		第155回利付国債（5年）	15,100,000	15,166,591	
		第15回利付国債（40年）	700,000	538,132	
		第363回利付国債（10年）	16,100,000	15,675,926	
		第77回利付国債（30年）	3,800,000	3,676,576	
		第183回利付国債（20年）	8,600,000	8,574,372	
		銘柄数：6	55,600,000	54,937,212	
		組入時価比率：32.6%		100.0%	
	国債証券合計			54,937,212	
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	3,001	146,508.82	
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	349	172,772.45	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	694	15,844.02	
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	1,379	31,289.51	
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	3,641	89,859.88	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	1,435	67,775.05	
		銘柄数：6	10,499	524,049.73	
		組入時価比率：46.3%		(77,915,713)	93.8%
	ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	295	32,392.47	
		銘柄数：1	295	32,392.47	
		組入時価比率：3.1%		(5,175,021)	6.2%
	投資信託受益証券合計			83,090,734	
				(83,090,734)	
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン225・マザーファンド	4,871,829	23,310,240	

	計	J－REITインデックス・マザー ファンド	1,836,188	4,642,801	
		銘柄数：2	6,708,017	27,953,041	
		組入時価比率：16.6%		100.0%	
		親投資信託受益証券合計		27,953,041	
	合計			165,980,987 (83,090,734)	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

【グローバル資産分散投資ファンド Dコース（やや積極）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2024年 2月 6日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	106
金銭信託	91,168
コール・ローン	1,609,947
国債証券	20,544,812
投資信託受益証券	110,346,005
親投資信託受益証券	35,957,986
未収配当金	117,219
未収利息	10,594
前払費用	2,001
流動資産合計	168,679,838
資産合計	168,679,838
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	15,134
未払委託者報酬	806,950
その他未払費用	6,012
流動負債合計	828,096
負債合計	828,096
純資産の部	
元本等	
元本	*1 145,209,997
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,641,745
（分配準備積立金）	9,006,056
元本等合計	167,851,742
純資産合計	*2 167,851,742
負債純資産合計	168,679,838

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
営業収益	
受取配当金	1,552,877
受取利息	38,587
有価証券売買等損益	5,905,540
為替差損益	4,367,317
その他収益	137
営業収益合計	11,864,458
営業費用	
支払利息	585
受託者報酬	22,181
委託者報酬	1,182,945
その他費用	279,786
営業費用合計	1,485,497
営業利益又は営業損失（△）	10,378,961
経常利益又は経常損失（△）	10,378,961
当期純利益又は当期純損失（△）	10,378,961
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,372,905
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,339,034
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,339,034
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,703,345
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,703,345
分配金	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,641,745

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
		投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
		国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を書しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。
		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
		為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、2023年 2月 6日(設定日)から2024年 2月 6日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 (2024年 2月 6日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	145,209,997口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.1559円
(10,000口当たりの純資産額	11,559円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
*1.分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	A 1,505,562円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 7,500,494円
収益調整金額	C 13,635,689円
分配準備積立金額	D 0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 22,641,745円
当ファンドの期末残存口数	F 145,209,997口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 1,559円
10,000口当たり分配金額	H 0円

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)
1.金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。
3.金融商品に係るリスク管理体制		当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

項 目	期 別	第1期 (2024年 2月 6日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	
該当事項はありません。	

(その他の注記)

1.元本の移動

第1期 (2024年 2月 6日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	40,000,000円
期中追加設定元本額	138,150,960円
期中一部解約元本額	32,940,963円

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△63,074
投資信託受益証券	1,803,051
親投資信託受益証券	3,485,993
合計	5,225,970

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第445回利付国債（2年）	4,200,000	4,202,095	
		第155回利付国債（5年）	5,700,000	5,725,137	
		第15回利付国債（40年）	300,000	230,628	
		第363回利付国債（10年）	6,000,000	5,841,960	
		第77回利付国債（30年）	1,400,000	1,354,528	
		第183回利付国債（20年）	3,200,000	3,190,464	
		銘柄数：6 組入時価比率：12.2%	20,800,000	20,544,812 100.0%	
	国債証券合計			20,544,812	
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	4,580	223,595.60	
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	334	165,346.70	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	1,202	27,441.66	
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	2,365	53,661.85	
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	5,949	146,821.32	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	1,379	65,130.17	
		銘柄数：6 組入時価比率：60.4%	15,809	681,997.30 (101,399,358) 91.9%	
	ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	510	56,000.55	
		銘柄数：1 組入時価比率：5.3%	510	56,000.55 (8,946,647) 8.1%	
	投資信託受益証券合計			110,346,005 (110,346,005)	
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン225・マザーファンド	6,175,933	29,549,986	

計	J－R E I Tインデックス・マザー ファンド	2,534,309	6,408,000	
	銘柄数：2	8,710,242	35,957,986	
	組入時価比率：21.4%		100.0%	
	親投資信託受益証券合計		35,957,986	
合計			166,848,803 (110,346,005)	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

【グローバル資産分散投資ファンド Eコース（積極）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2024年 2月 6日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	18,577
金銭信託	62,950
コール・ローン	1,111,653
投資信託受益証券	129,906,997
親投資信託受益証券	41,890,770
未収配当金	107,784
流動資産合計	173,098,731
資産合計	173,098,731
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	14,935
未払委託者報酬	796,628
その他未払費用	5,926
流動負債合計	817,489
負債合計	817,489
純資産の部	
元本等	
元本	*1 143,761,511
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	28,519,731
（分配準備積立金）	12,287,110
元本等合計	172,281,242
純資産合計	*2 172,281,242
負債純資産合計	173,098,731

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
営業収益	
受取配当金	1,895,289
受取利息	1,698
有価証券売買等損益	8,262,293
為替差損益	5,230,448
その他収益	30
営業収益合計	15,389,758
営業費用	
支払利息	488
受託者報酬	21,742
委託者報酬	1,159,653
その他費用	270,291
営業費用合計	1,452,174
営業利益又は営業損失（△）	13,937,584
経常利益又は経常損失（△）	13,937,584
当期純利益又は当期純損失（△）	13,937,584
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,650,474
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,500,768
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,500,768
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,268,147
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,268,147
分配金	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	28,519,731

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。
	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
	為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、2023年 2月 6日(設定日)から2024年 2月 6日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (2024年 2月 6日現在)	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	143,761,511口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.1984円
(10,000口当たりの純資産額	11,984円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日		
*1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	1,822,009円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	10,465,101円
収益調整金額	C	16,232,621円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	28,519,731円
当ファンドの期末残存口数	F	143,761,511口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,983円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	第1期
		自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。
3.金融商品に係るリスク管理体制		当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

項 目	期 別	第1期
		(2024年 2月 6日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期	
自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

第1期	
自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日	
該当事項はありません。	

(その他の注記)

1.元本の移動

第1期	
(2024年 2月 6日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	40,000,000円
期中追加設定元本額	133,889,215円
期中一部解約元本額	30,127,704円

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
-----	-------------------

投資信託受益証券	3,060,074
親投資信託受益証券	4,633,787
合計	7,693,861

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	5,438	265,483.16		
		ISHARES CORE S&P 500 ETF	544	269,307.20		
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	2,441	55,728.03		
		ISHARES US TREASURY BOND ETF	559	12,683.71		
		VANECK JPM EM LOCAL CURR BND	6,152	151,831.36		
		VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	2,211	104,425.53		
		計 銘柄数：6 組入時価比率：74.2%	17,345	859,458.99 (127,784,362) 98.4%		
		ユーロ	ISHARES CORE EURO GOVT BOND	121	13,286.40	
	計 銘柄数：1 組入時価比率：1.2%		121	13,286.40 (2,122,635) 1.6%		
	投資信託受益証券合計			129,906,997 (129,906,997)		
	親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	7,603,743	36,381,629	
			J－REITインデックス・マザーファンド	2,178,818	5,509,141	
計 銘柄数：2 組入時価比率：24.3%			9,782,561	41,890,770 100.0%		
親投資信託受益証券合計			41,890,770			
合計			171,797,767 (129,906,997)			

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本インデックスオープン２２５・マザーファンド」、「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	注記番 号	2024年 2月 6日現在
			金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託			24,778,492
コール・ローン			437,567,191
株式			16,990,204,200
派生商品評価勘定			14,031,200
未収配当金			24,367,500
差入委託証拠金			21,015,560
流動資産合計			17,511,964,143
資産合計			17,511,964,143
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定			712,640
前受金			13,330,000
未払解約金			4,566,160
未払利息			241
その他未払費用			2,921
流動負債合計			18,611,962
負債合計			18,611,962
純資産の部			
元本等			
元本		*1	3,656,087,699
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）			13,837,264,482
元本等合計			17,493,352,181
純資産合計		*2	17,493,352,181
負債純資産合計			17,511,964,143

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
	有価証券売買等損益	

期 別	自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
項 目	
	約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 2月 6日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,656,087,699口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	4.7847円
(10,000口当たりの純資産額	47,847円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期 別	自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
項 目	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、日経平均株価（225種）に連動した投資成果と、ファンドの追加設定及び一部解約による投資信託財産の増減への対応を目的とした、株価指数先物取引を利用しております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクです。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別	2024年 2月 6日現在
項 目	
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（その他の注記）

1.元本の移動

2024年 2月 6日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 2月 6日
期首元本額	3,731,480,721円
期首より2024年 2月 6日までの追加設定元本額	1,144,193,549円
期首より2024年 2月 6日までの一部解約元本額	1,219,586,571円

2024年 2月 6日現在	
期末元本額	3,656,087,699円
2024年 2月 6日現在の元本の内訳（＊）	
日本インデックスオープン２２５	2,564,903,622円
日本インデックス２２５ＤＣファンド	915,746,049円
日本株式・Ｊリートバランスファンド	153,471,771円
グローバル資産分散投資ファンド Ａコース（安定）	1,208,578円
グローバル資産分散投資ファンド Ｂコース（やや安定）	2,106,174円
グローバル資産分散投資ファンド Ｃコース（標準）	4,871,829円
グローバル資産分散投資ファンド Ｄコース（やや積極）	6,175,933円
グローバル資産分散投資ファンド Ｅコース（積極）	7,603,743円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2024年 2月 6日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,398,486,156
合計	1,398,486,156

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2024年 2月 6日現在

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	日経平均株価指数先物	455,710,000	—	469,040,000	13,318,560
合計		455,710,000	—	469,040,000	13,318,560

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

附属明細表

1. 有価証券明細表

①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	ニッセイ	15,000	865.90	12,988,500	
		I N P E X	6,000	1,977.00	11,862,000	
		コムシスホールディングス	15,000	3,197.00	47,955,000	
		大成建設	3,000	5,533.00	16,599,000	

大林組	15,000	1,432.50	21,487,500	
清水建設	15,000	1,019.00	15,285,000	
長谷工コーポレーション	3,000	1,916.00	5,748,000	
鹿島建設	7,500	2,693.50	20,201,250	
大和ハウス工業	15,000	4,371.00	65,565,000	
積水ハウス	15,000	3,221.00	48,315,000	
日揮ホールディングス	15,000	1,739.00	26,085,000	
日清製粉グループ本社	15,000	2,127.50	31,912,500	
明治ホールディングス	6,000	3,614.00	21,684,000	
日本ハム	7,500	5,180.00	38,850,000	
サッポロホールディングス	3,000	6,732.00	20,196,000	
アサヒグループホールディングス	15,000	5,550.00	83,250,000	
麒麟ホールディングス	15,000	2,138.00	32,070,000	
宝ホールディングス	15,000	1,237.00	18,555,000	
キッコーマン	16,000	9,403.00	150,448,000	
味の素	15,000	5,993.00	89,895,000	
ニチレイ	7,500	3,605.00	27,037,500	
日本たばこ産業	15,000	3,934.00	59,010,000	
帝人	3,000	1,362.00	4,086,000	
東レ	15,000	738.40	11,076,000	
王子ホールディングス	15,000	573.00	8,595,000	
日本製紙	1,500	1,396.00	2,094,000	
クラレ	15,000	1,539.00	23,085,000	
旭化成	15,000	1,111.50	16,672,500	
レゾナック・ホールディングス	1,500	2,946.00	4,419,000	
住友化学	15,000	300.90	4,513,500	
日産化学	15,000	6,110.00	91,650,000	
東ソー	7,500	1,913.00	14,347,500	
トクヤマ	3,000	2,237.50	6,712,500	
デンカ	3,000	2,568.00	7,704,000	
信越化学工業	80,000	5,796.00	463,680,000	
三井化学	3,000	4,332.00	12,996,000	
三菱ケミカルグループ	7,500	866.60	6,499,500	
U B E	1,500	2,562.50	3,843,750	
花王	15,000	5,830.00	87,450,000	
D I C	1,500	2,785.50	4,178,250	
富士フイルムホールディングス	16,000	9,778.00	156,448,000	
資生堂	15,000	4,258.00	63,870,000	
日東電工	16,000	12,735.00	203,760,000	
協和キリン	15,000	2,322.00	34,830,000	
武田薬品工業	15,000	4,174.00	62,610,000	
アステラス製薬	80,000	1,623.00	129,840,000	

住友ファーマ	15,000	332.00	4,980,000	
塩野義製薬	15,000	7,013.00	105,195,000	
中外製薬	48,000	5,128.00	246,144,000	
エーザイ	15,000	6,479.00	97,185,000	
第一三共	48,000	4,512.00	216,576,000	
大塚ホールディングス	15,000	5,676.00	85,140,000	
出光興産	30,000	806.40	24,192,000	
E N E O S ホールディングス	15,000	590.30	8,854,500	
横浜ゴム	7,500	3,516.00	26,370,000	
ブリヂストン	15,000	6,248.00	93,720,000	
A G C	3,000	5,596.00	16,788,000	
日本電気硝子	4,500	3,604.00	16,218,000	
住友大阪セメント	1,500	3,704.00	5,556,000	
太平洋セメント	1,500	3,068.00	4,602,000	
東海カーボン	15,000	1,024.50	15,367,500	
T O T O	7,500	3,768.00	28,260,000	
日本碍子	15,000	1,866.00	27,990,000	
日本製鉄	1,500	3,515.00	5,272,500	
神戸製鋼所	1,500	2,013.00	3,019,500	
J F E ホールディングス	1,500	2,308.50	3,462,750	
大平洋金属	1,500	1,367.00	2,050,500	
三井金属鉱業	1,500	4,777.00	7,165,500	
三菱マテリアル	1,500	2,710.00	4,065,000	
住友金属鉱山	7,500	3,984.00	29,880,000	
D O W A ホールディングス	3,000	5,074.00	15,222,000	
古河電気工業	1,500	2,746.00	4,119,000	
住友電気工業	15,000	2,058.50	30,877,500	
フジクラ	15,000	1,232.00	18,480,000	
S U M C O	1,500	2,240.00	3,360,000	
日本製鋼所	3,000	2,364.50	7,093,500	
オークマ	3,000	6,939.00	20,817,000	
アマダ	15,000	1,567.00	23,505,000	
SMC	1,600	79,130.00	126,608,000	
小松製作所	15,000	4,303.00	64,545,000	
住友重機械工業	3,000	3,912.00	11,736,000	
日立建機	15,000	4,211.00	63,165,000	
クボタ	15,000	2,241.50	33,622,500	
荏原製作所	3,000	9,459.00	28,377,000	
ダイキン工業	16,000	22,775.00	364,400,000	
日本精工	15,000	810.10	12,151,500	
N T N	15,000	279.30	4,189,500	
ジェイテクト	15,000	1,380.50	20,707,500	

日立造船	3,000	986.00	2,958,000	
三菱重工業	1,500	10,755.00	16,132,500	
I H I	1,500	2,759.00	4,138,500	
コニカミノルタ	15,000	470.40	7,056,000	
ミネベアミツミ	15,000	2,854.00	42,810,000	
日立製作所	3,000	11,830.00	35,490,000	
三菱電機	15,000	2,075.00	31,125,000	
富士電機	3,000	8,010.00	24,030,000	
安川電機	15,000	5,450.00	81,750,000	
ニデック	12,000	5,421.00	65,052,000	
オムロン	15,000	5,547.00	83,205,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	3,000	2,126.00	6,378,000	
日本電気	1,500	9,369.00	14,053,500	
富士通	1,500	23,150.00	34,725,000	
ルネサスエレクトロニクス	15,000	2,433.00	36,495,000	
セイコーエプソン	30,000	2,365.00	70,950,000	
パナソニック ホールディングス	15,000	1,414.00	21,210,000	
シャープ	15,000	945.70	14,185,500	
ソニーグループ	16,000	14,255.00	228,080,000	
T D K	48,000	7,725.00	370,800,000	
アルプスアルパイン	15,000	1,058.50	15,877,500	
横河電機	15,000	2,945.00	44,175,000	
アドバンテスト	128,000	6,167.00	789,376,000	
キーエンス	1,500	65,880.00	98,820,000	
レーザーテック	6,400	39,720.00	254,208,000	
カシオ計算機	15,000	1,275.00	19,125,000	
ファナック	80,000	3,964.00	317,120,000	
京セラ	128,000	2,105.50	269,504,000	
太陽誘電	15,000	3,549.00	53,235,000	
村田製作所	38,400	3,040.00	116,736,000	
S C R E E Nホールディングス	6,000	16,100.00	96,600,000	
キヤノン	22,500	3,998.00	89,955,000	
リコー	15,000	1,190.50	17,857,500	
東京エレクトロン	48,000	28,630.00	1,374,240,000	
デンソー	64,000	2,442.00	156,288,000	
川崎重工業	1,500	3,426.00	5,139,000	
日産自動車	15,000	597.20	8,958,000	
いすゞ自動車	7,500	2,015.00	15,112,500	
トヨタ自動車	80,000	3,135.00	250,800,000	
日野自動車	15,000	464.50	6,967,500	
三菱自動車工業	1,500	448.00	672,000	
マツダ	3,000	1,861.50	5,584,500	

本田技研工業	96,000	1,691.00	162,336,000	
スズキ	15,000	7,066.00	105,990,000	
S U B A R U	15,000	3,028.00	45,420,000	
ヤマハ発動機	45,000	1,412.00	63,540,000	
テルモ	64,000	4,999.00	319,936,000	
ニコン	15,000	1,478.50	22,177,500	
オリンパス	64,000	2,150.00	137,600,000	
H O Y A	8,000	17,960.00	143,680,000	
シチズン時計	15,000	956.00	14,340,000	
バンダイナムコホールディングス	48,000	3,096.00	148,608,000	
T O P P A Nホールディングス	7,500	3,976.00	29,820,000	
大日本印刷	7,500	4,161.00	31,207,500	
ヤマハ	15,000	3,284.00	49,260,000	
任天堂	16,000	8,376.00	134,016,000	
東京電力ホールディングス	1,500	765.90	1,148,850	
中部電力	1,500	1,940.00	2,910,000	
関西電力	1,500	1,914.00	2,871,000	
東京瓦斯	3,000	3,280.00	9,840,000	
大阪瓦斯	3,000	3,076.00	9,228,000	
東武鉄道	3,000	3,931.00	11,793,000	
東急	7,500	1,736.00	13,020,000	
小田急電鉄	7,500	2,237.00	16,777,500	
京王電鉄	3,000	4,352.00	13,056,000	
京成電鉄	7,500	6,702.00	50,265,000	
東日本旅客鉄道	1,500	9,148.00	13,722,000	
西日本旅客鉄道	1,500	6,346.00	9,519,000	
東海旅客鉄道	7,500	3,736.00	28,020,000	
ヤマトホールディングス	15,000	2,440.50	36,607,500	
N I P P O N E X P R E S Sホールディング	1,500	8,631.00	12,946,500	
日本郵船	4,500	4,768.00	21,456,000	
商船三井	4,500	5,118.00	23,031,000	
川崎汽船	4,500	6,848.00	30,816,000	
日本航空	15,000	2,807.00	42,105,000	
A N Aホールディングス	1,500	3,301.00	4,951,500	
三菱倉庫	7,500	4,491.00	33,682,500	
ネクソン	30,000	2,944.50	88,335,000	
メルカリ	15,000	2,442.50	36,637,500	
L I N Eヤフー	6,000	467.00	2,802,000	
トレンドマイクロ	16,000	8,272.00	132,352,000	
日本電信電話	150,000	183.40	27,510,000	
K D D I	96,000	4,691.00	450,336,000	
ソフトバンク	15,000	1,955.00	29,325,000	

東宝	1,500	4,781.00	7,171,500	
N T T データグループ	80,000	2,128.50	170,280,000	
コナミグループ	16,000	9,437.00	150,992,000	
ソフトバンクグループ	96,000	6,658.00	639,168,000	
双日	1,500	3,690.00	5,535,000	
伊藤忠商事	15,000	6,520.00	97,800,000	
丸紅	15,000	2,356.00	35,340,000	
豊田通商	16,000	9,246.00	147,936,000	
三井物産	15,000	5,736.00	86,040,000	
住友商事	15,000	3,322.00	49,830,000	
三菱商事	45,000	2,535.00	114,075,000	
J. フロント リテイリング	7,500	1,498.00	11,235,000	
三越伊勢丹ホールディングス	15,000	1,985.00	29,775,000	
セブン&アイ・ホールディングス	15,000	6,105.00	91,575,000	
高島屋	7,500	2,185.50	16,391,250	
丸井グループ	15,000	2,498.50	37,477,500	
イオン	15,000	3,546.00	53,190,000	
ニトリホールディングス	4,500	19,605.00	88,222,500	
ファーストリテイリング	48,000	38,830.00	1,863,840,000	
しずおかフィナンシャルグループ	15,000	1,400.00	21,000,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	15,000	690.60	10,359,000	
あおぞら銀行	1,500	2,182.50	3,273,750	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	15,000	1,399.50	20,992,500	
りそなホールディングス	1,500	810.40	1,215,600	
三井住友トラスト・ホールディングス	3,000	2,870.00	8,610,000	
三井住友フィナンシャルグループ	1,500	7,630.00	11,445,000	
千葉銀行	15,000	1,105.50	16,582,500	
ふくおかフィナンシャルグループ	3,000	3,650.00	10,950,000	
みずほフィナンシャルグループ	1,500	2,720.00	4,080,000	
大和証券グループ本社	15,000	1,015.00	15,225,000	
野村ホールディングス	15,000	818.40	12,276,000	
SOMPOホールディングス	3,000	7,664.00	22,992,000	
MS & AD インシュアランスグループホールディングス	4,500	5,980.00	26,910,000	
第一生命ホールディングス	1,500	3,058.00	4,587,000	
東京海上ホールディングス	22,500	3,865.00	86,962,500	
T & Dホールディングス	3,000	2,357.50	7,072,500	
クレディセゾン	15,000	2,703.50	40,552,500	
オリックス	15,000	2,847.50	42,712,500	
日本取引所グループ	15,000	3,349.00	50,235,000	
東急不動産ホールディングス	15,000	985.00	14,775,000	

計	三井不動産	15,000	3,850.00	57,750,000	
	三菱地所	15,000	2,078.50	31,177,500	
	東京建物	7,500	2,218.00	16,635,000	
	住友不動産	15,000	4,710.00	70,650,000	
	エムスリー	36,000	2,002.50	72,090,000	
	ディー・エヌ・エー	4,500	1,521.50	6,846,750	
	電通グループ	15,000	3,971.00	59,565,000	
	オリエンタルランド	15,000	5,136.00	77,040,000	
	サイバーエージェント	12,000	1,034.00	12,408,000	
	楽天グループ	15,000	643.20	9,648,000	
	リクルートホールディングス	48,000	5,706.00	273,888,000	
	日本郵政	15,000	1,391.00	20,865,000	
	セコム	16,000	10,750.00	172,000,000	
	銘柄数：225			16,990,204,200	
	組入時価比率：97.1%			100.0%	
合 計				16,990,204,200	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

J-REITインデックス・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	注記番 号	2024年 2月 6日現在
			金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託			5,565,752
コール・ローン			98,286,462
投資証券			7,320,140,100
未収入金			12,783,487
未収配当金			81,590,417
前払金			2,766,400
差入委託証拠金			10,082,518
流動資産合計			7,531,215,136
資産合計			7,531,215,136
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定			2,789,280
未払解約金			246,200
未払利息			54
その他未払費用			815
流動負債合計			3,036,349
負債合計			3,036,349
純資産の部			
元本等			
元本		*1	2,977,322,205

科 目	期 別 注記番 号	2024年 2月 6日現在
		金額
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		4,550,856,582
元本等合計		7,528,178,787
純資産合計	*2	7,528,178,787
負債純資産合計		7,531,215,136

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 2月 6日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	2,977,322,205口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	2.5285円
(10,000口当たりの純資産額	25,285円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別 自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、約款に定める運用成果を得ることを目的とした、REIT指数先物取引を利用しております。REIT指数先物取引に係る主要なリスクは、不動産取引相場等の変動による価格変動リスクです。

期 別	自 2023年 2月 6日 至 2024年 2月 6日
項 目	
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別	2024年 2月 6日現在
項 目	
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（その他の注記）

1.元本の移動

2024年 2月 6日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 2月 6日
期首元本額	3,476,156,292円
期首より2024年 2月 6日までの追加設定元本額	486,103,165円
期首より2024年 2月 6日までの一部解約元本額	984,937,252円
期末元本額	2,977,322,205円
2024年 2月 6日現在の元本の内訳（＊）	
日本株式・Jリートバランスファンド	278,299,942円
グローバル資産分散投資ファンド Aコース（安定）	368,450円
グローバル資産分散投資ファンド Bコース（やや安定）	721,912円
グローバル資産分散投資ファンド Cコース（標準）	1,836,188円
グローバル資産分散投資ファンド Dコース（やや積極）	2,534,309円
グローバル資産分散投資ファンド Eコース（積極）	2,178,818円
私募14-04 J-REITインデックスファンド（適格機関投資家専用）	476,585,413円
私募14-11 J-REITインデックスファンド（適格機関投資家専用）	311,965,577円
私募15-04 J-REITインデックスファンド（一般投資家私募、適格機関投資家転売制限付）	266,576,219円
J-REIT インデックスオープン（適格機関投資家専用）	1,636,255,377円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2024年 2月 6日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△490,939,374
合計	△490,939,374

3.デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2024年 2月 6日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建 東証REIT指数先物	186,534,400	—	183,768,000	△2,789,280
合計		186,534,400	—	183,768,000	△2,789,280

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

附属明細表

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	147	17,654,700	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	231	21,067,200	
		S O S i L A物流リート投資法人 投資証券	360	42,408,000	
		東海道リート投資法人 投資証券	123	15,448,800	
		日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	249	152,388,000	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	849	115,548,900	
		産業ファンド投資法人 投資証券	1,101	146,873,400	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	708	231,870,000	
		アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	379	151,979,000	
		G L P投資法人 投資証券	2,438	310,357,400	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	355	109,695,000	
		日本プロロジスリート投資法人 投資証券	1,257	334,487,700	
		星野リゾート・リート投資法人 投資証券	133	69,160,000	
		O n eリート投資法人 投資証券	126	34,234,200	
		イオンリート投資法人 投資証券	885	121,599,000	

ヒューリックリート投資法人 投資証券	675	104,557,500	
日本リート投資法人 投資証券	234	79,911,000	
積水ハウス・リート投資法人 投資証券	2,169	170,483,400	
トーセイ・リート投資法人 投資証券	152	21,462,400	
ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	178	23,816,400	
サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	197	21,059,300	
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	2,334	368,538,600	
いちごホテルリート投資法人 投資証券	120	13,716,000	
ラサールロジポート投資法人 投資証券	923	138,450,000	
スターアジア不動産投資法人 投資証券	1,112	64,384,800	
マリモ地方創生リート投資法人 投資証券	111	13,952,700	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	300	135,300,000	
大江戸温泉リート投資法人 投資証券	110	8,107,000	
投資法人みらい 投資証券	990	44,302,500	
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	249	91,507,500	
CREロジスティクスファンド投資法人 投資証券	311	47,676,300	
ザイマックス・リート投資法人 投資証券	117	14,075,100	
タカラレーベン不動産投資法人 投資証券	342	35,704,800	
アドバンス・ロジスティクス投資法人 投資証券	316	40,353,200	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	842	501,832,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	741	416,442,000	
日本都市ファンド投資法人 投資証券	3,459	337,598,400	
オリックス不動産投資法人 投資証券	1,438	241,296,400	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	494	169,936,000	
NTT都市開発リート投資法人 投資証券	732	91,280,400	
東急リアル・エステート投資法人 投資証券	484	82,134,800	
グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	533	58,203,600	

計	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	1,614	236,612,400	
	森トラストリート投資法人 投資証券	1,391	101,403,900	
	インヴィンシブル投資法人 投資証券	3,494	210,688,200	
	フロンティア不動産投資法人 投資証券	268	116,044,000	
	平和不動産リート投資法人 投資証券	539	73,196,200	
	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	462	127,096,200	
	福岡リート投資法人 投資証券	373	64,603,600	
	KDX不動産投資法人 投資証券	2,077	321,104,200	
	いちごオフィスリート投資法人 投資証券	591	48,284,700	
	大和証券オフィス投資法人 投資証券	150	92,550,000	
	阪急阪神リート投資法人 投資証券	344	49,536,000	
	スターツプロシード投資法人 投資証券	125	25,000,000	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	1,088	277,766,400	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	2,416	176,368,000	
	大和証券リビング投資法人 投資証券	1,063	113,103,200	
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	627	75,929,700	
	銘柄数：58	45,626	7,320,140,100	
	組入時価比率：97.2%		100.0%	
	合計		7,320,140,100	

(注)1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

<組入上場投資信託証券（ETF）組入状況（上位10銘柄）>

iShares Core S&P 500 ETFの明細は、ブラックロック・ジャパン株式会社のデータを基に、SBI岡三アセットマネジメントが作成し掲載しております。

iShares Core S&P 500 ETF

基準日：2023年3月31日

銘柄数：503

組入上位10銘柄	投資比率 (%)
Apple, Inc.	7.1
Microsoft Corp.	6.2
Amazon.com Inc.	2.7
NVIDIA Corp.	2.0
Alphabet, Inc., Class A	1.8
Tesla, Inc.	1.6
Berkshire Hathaway, Inc., Class B	1.6
Alphabet, Inc., Class C, NVS	1.6
Meta Platforms, Inc., Class A	1.4
Exxon Mobil Corp.	1.3

以下は、iShares Core S&P 500 ETFの監査済報告書の一部を、SBI岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。SBI岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

損益計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位：米ドル)

収益	
受取配当金－関連会社以外	4,993,156,724
受取配当金－関連会社	40,140,603
有価証券貸付収益－関連会社－純額	7,369,118
外国源泉徴収税	△ 1,245,652
収益合計	5,039,420,793
費用	
投資顧問報酬	89,077,676
費用合計	89,077,676
投資純損益	4,950,343,117
実現および未実現利益（損失）	
実現純利益（損失）：	
投資－関連会社以外	△ 2,640,860,969
投資－関連会社	△ 594,906
対象ファンドからのキャピタルゲインの分配－関連会社	341
先物契約	△ 121,340,034
現物償還－関連会社以外	22,113,568,384
現物償還－関連会社	51,210,000
	19,401,982,816
未実現評価益（評価損）の純変動：	
投資－関連会社以外	△49,430,920,932
投資－関連会社	△ 159,904,593
先物契約	△ 1,773,908
	△49,592,599,433
実現および未実現純損益	△30,190,616,617
運用による純資産の純減少額	△25,240,273,500

Vanguard Developed Markets Index Fund

Vanguardのアニュアルレポート等をもとに、SBI岡三アセットマネジメントが作成し掲載しております。

(2023年12月31日現在)

	銘柄名	純資産比率
1	Novo Nordisk A/S Class B	1.47%
2	Nestle SA (Registered)	1.40%
3	ASML Holding NV	1.35%
4	Samsung Electronics Co. Ltd. (XKRX)	1.30%
5	Toyota Motor Corp.	0.98%
6	Shell plc (XLON)	0.98%
7	Novartis AG (Registered)	0.95%
8	Roche Holding AG	0.91%
9	LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	0.91%
10	AstraZeneca plc	0.90%

iShares Core MSCI Emerging Markets ETFの明細は、ブラックロック・ジャパン株式会社のデータを基に、SBI岡三アセットマネジメントが作成し掲載しております。

iShares Core MSCI Emerging Markets ETF

基準日：2023年8月31日

銘柄数：2,752

組入上位10銘柄	投資比率 (%)
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	5.4
Tencent Holdings Ltd.	3.6
Samsung Electronics Co. Ltd.	3.1
Alibaba Group Holding Ltd.	2.4
Reliance Industries Ltd.	1.1
Meituan, Class B	1.1
ICICI Bank Ltd.	0.8
Pinduoduo Inc., ADR	0.8
Infosys Ltd.	0.7
SK Hynix Inc.	0.6

以下は、iShares Core MSCI Emerging Markets ETFの監査済報告書の一部を、SBI岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。SBI岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

損益計算書

自 2022年9月1日 至 2023年8月31日

(単位：米ドル)

収益	
受取配当金－関連会社以外	2,110,309,738
受取配当金－関連会社	7,670,843
受取利息－関連会社以外	1,368,464
有価証券貸付収益－関連会社－純額	72,333,073
外国源泉徴収税	△ 235,977,318
その他外国源泉徴収税	△ 5,269,469
収益合計	1,950,435,331
費用	
投資顧問報酬	60,493,053
支払利息	4,057,638
約定費用	49,961
費用合計	64,600,652
控除	
投資顧問報酬（免除）	△ 4,108,362
費用控除後合計	60,492,290
投資純損益	1,889,943,041
実現および未実現利益（損失）	
実現純利益（損失）：	
投資－関連会社以外	283,285,708
投資－関連会社	61,157
対象ファンドからのキャピタルゲインの分配－関連会社	109
外貨取引	△ 52,977,095
先物契約	1,674,094
現物償還－関連会社以外	107,855,751
	339,899,724
未実現評価益（評価損）の純変動：	
投資－関連会社以外	△ 153,812,653
投資－関連会社	380
外貨取引	4,504,698
先物契約	4,788,652
	△ 144,518,923
実現および未実現純損益	195,380,801
運用による純資産の純減少額	2,085,323,842

iShares U.S. Treasury Bond ETFの明細は、ブラックロック・ジャパン株式会社のデータを基に、SBI岡三アセットマネジメントが作成し掲載しております。

iShares U.S. Treasury Bond ETF

基準日：2023年10月31日

銘柄数：168

組入上位10銘柄	純資産比率（％）
U.S. Treasury Note/Bond, 1.38%, 11/15/31	4.9
U.S. Treasury Note/Bond, 1.88%, 02/15/51	3.3
U.S. Treasury Note/Bond, 3.13%, 11/15/28	3.2
U.S. Treasury Note/Bond, 2.63%, 02/15/29	3.2
U.S. Treasury Note/Bond, 2.38%, 08/15/24	2.7
U.S. Treasury Note/Bond, 2.75%, 02/15/28	2.6
U.S. Treasury Note/Bond, 1.63%, 05/15/26	2.5
U.S. Treasury Note/Bond, 2.00%, 02/15/25	2.4
U.S. Treasury Note/Bond, 2.25%, 02/15/27	2.3
U.S. Treasury Note/Bond, 0.38%, 11/30/25	2.3

以下は、iShares U.S. Treasury Bond ETFの監査済報告書の一部を、SBI岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。SBI岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

損益計算書

自 2022年11月1日 至 2023年10月31日
(単位：米ドル)

投資収益	
受取利息－関連会社	2,778,944
受取利息－関連会社以外	622,013,563
有価証券貸付収益－関連会社－純額	197,200
収益合計	624,989,707
費用	
投資顧問報酬	11,944,297
費用合計	11,944,297
投資純損益	613,045,410
実現および未実現利益（損失）	
実現純利益（損失）：	
投資－関連会社以外	△450,966,731
対象ファンドからのキャピタルゲインの分配－関連会社	47
現物償還－関連会社以外	△ 92,988,886
	△543,955,570
未実現評価益（評価損）の純変動：	
投資－関連会社以外	△317,384,856
	△317,384,856
実現および未実現純損益	△861,340,426
運用による純資産の純減少額	△248,295,016

VanEck J.P. Morgan EM Local Currency Bond ETFの明細は、ヴァンエック社のデータを基に、SBI岡三アセットマネジメントが作成し掲載しております。

VanEck J.P. Morgan EM Local Currency Bond ETF

基準日：2023年4月30日

銘柄数：354

組入上位10銘柄	純資産比率（%）
Brazil Letras do Tesouro Nacional, 0.00%, 01/01/24	2.3
Philippine Government International Bond 6.25%, 01/14/36	1.2
Brazil Letras do Tesouro Nacional, 0.00%, 01/01/26	1.2
Brazil Notas do Tesouro Nacional, Series F 10.00%, 01/01/27	1.0
Mexican Bonos, 7.75%, 05/29/31	1.0
Brazil Notas do Tesouro Nacional, Series F 10.00%, 01/01/25	0.9
Republic of South Africa Government Bond 8.00%, 01/31/30	0.8
Brazil Letras do Tesouro Nacional, 0.00%, 07/01/25	0.8
Republic of South Africa Government Bond 8.75%, 02/28/48	0.8
Uruguay Government International Bond 8.25%, 05/21/31	0.8

以下は、VanEck J.P. Morgan EM Local Currency Bond ETFの監査済報告書の一部を、SBI岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。SBI岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

損益計算書

自 2022年5月1日 至 2023年4月30日

（単位：米ドル）

収益	
受取利息	187,229,790
貸付有価証券による収益	183,678
外国源泉徴収税（控除）	△ 4,682,086
収益合計	182,731,382
費用	
運用報酬	7,993,895
監査報酬	55,230
保管および会計手数料	628,304
株主報告費	293,987
受託者報酬の支払い額	158,714
登録料	34,638
保険料	44,157
利息および税金の支払い額	65,156
その他	29,945
費用合計	9,304,026
運用報酬（控除）	△ 356,765
費用控除後合計	8,947,261
投資純損益	173,784,121
実現純損益	
投資	△225,359,071
現物償還	△ 4,402,732
外貨取引、外貨建資産および負債	△ 5,893,789
実現純損失	△235,655,592
未実現純損益	
投資	198,001,123
外貨取引、外貨建資産および負債	3,335,902
未実現純利益	201,337,025
当期純損益	139,465,554

iShares Core € Govt Bond UCITS ETFの明細は、ブラックロック・ジャパン株式会社のデータを基に、SBI岡三アセットマネジメントが作成し掲載しております。

iShares Core € Govt Bond UCITS ETF

基準日：2023年6月30日

銘柄数：466

組入上位10銘柄	純資産比率（％）
French Republic Government Bond OAT 1.500% 25/05/2031	0.9
French Republic Government Bond OAT 2.500% 25/05/2030	0.8
French Republic Government Bond OAT 0.500% 25/05/2029	0.8
French Republic Government Bond OAT 1.000% 25/05/2027	0.8
French Republic Government Bond OAT 0.750% 25/11/2028	0.8
French Republic Government Bond OAT 0.500% 25/05/2025	0.8
French Republic Government Bond OAT 0.750% 25/05/2028	0.8
French Republic Government Bond OAT 0.500% 25/05/2026	0.7
French Republic Government Bond OAT 2.750% 25/10/2027	0.7
French Republic Government Bond OAT 4.500% 25/04/2041	0.7

以下は、iShares Core € Govt Bond UCITS ETFの監査済報告書の一部を、SBI岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。SBI岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

損益計算書

自 2022年7月1日 至 2023年6月30日

（単位：千ユーロ）

営業利益	43,777
金融商品の純利益（損失）	△232,927
投資収益/損失合計	△189,150
営業費用	△ 3,597
純営業収益/費用	△192,747
金融費用	
銀行利息	△ 80
償還保有者の分配金	△ 19,045
金融費用合計	△ 19,125
営業利益/損失（税引前）	△211,872
課税	△ 2
営業利益/損失（税引後）	△211,874
当期純損益	△211,874

iShares Global REIT ETFの明細は、ブラックロック・ジャパン株式会社のデータを基に、SBI岡三アセットマネジメントが作成し掲載しております。

iShares Global REIT ETF

基準日：2023年4月30日

銘柄数：347

組入上位10銘柄	純資産比率（%）
Prologis Inc.	8.4
Equinix Inc.	4.9
Public Storage	3.4
Realty Income Corp.	2.9
Welltower Inc.	2.7
Simon Property Group Inc.	2.7
VICI Properties Inc.	2.5
Digital Realty Trust Inc.	2.1
AvalonBay Communities Inc.	1.8
Equity Residential	1.7

以下は、iShares Global REIT ETFの監査済報告書の一部を、SBI岡三アセットマネジメントが翻訳したものです。SBI岡三アセットマネジメントは正確性、完全性を保証するものではありません。

損益計算書

自 2022年5月1日 至 2023年4月30日

(単位：米ドル)

投資収益	
受取配当金－関連会社以外	125,613,187
受取配当金－関連会社	204,615
受取利息－関連会社以外	39,168
有価証券貸付収益－関連会社－純額	188,280
外国源泉徴収税	△ 5,487,046
収益合計	120,558,204
費用	
投資顧問報酬	4,130,419
費用合計	4,130,419
投資純損益	116,427,785
実現および未実現利益（損失）	
実現純利益（損失）：	
投資－関連会社以外	△ 53,261,972
投資－関連会社	9,686
対象ファンドからのキャピタルゲインの分配－関連会社	4
外貨取引	△ 368,330
先物契約	△ 2,501,710
現物償還－関連会社以外	63,447,019
	7,324,697
未実現評価益（評価損）の純変動：	
投資－関連会社以外	△586,130,301
投資－関連会社	△ 4,075
外貨取引	292,623
先物契約	933,461
	△584,908,292
実現および未実現純損益	△577,583,595
運用による純資産の純減少額	△461,155,810

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

グローバル資産分散投資ファンド Aコース（安定）

（2024年 2月29日現在）

I 資産総額	78,974,602円
II 負債総額	87,273円
III 純資産総額（I－II）	78,887,329円
IV 発行済数量	73,825,578口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.0686円

グローバル資産分散投資ファンド Bコース（やや安定）

（2024年 2月29日現在）

I 資産総額	85,510,398円
II 負債総額	96,362円
III 純資産総額（I－II）	85,414,036円
IV 発行済数量	76,908,632口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.1106円

グローバル資産分散投資ファンド Cコース（標準）

（2024年 2月29日現在）

I 資産総額	192,687,256円
II 負債総額	2,259,469円
III 純資産総額（I－II）	190,427,787円
IV 発行済数量	165,274,711口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.1522円

グローバル資産分散投資ファンド Dコース（やや積極）

（2024年 2月29日現在）

I 資産総額	174,766,180円
II 負債総額	800,203円
III 純資産総額（I－II）	173,965,977円
IV 発行済数量	145,695,097口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.1940円

グローバル資産分散投資ファンド Eコース（積極）

（2024年 2月29日現在）

I 資産総額	182,019,517円
II 負債総額	201,841円
III 純資産総額（I－II）	181,817,676円
IV 発行済数量	145,655,758口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.2483円

(参考) 日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

(2024年 2月29日現在)

I 資産総額	18,928,434,799円
II 負債総額	35,066,148円
III 純資産総額（I－II）	18,893,368,651円
IV 発行済数量	3,639,343,487口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	5.1914円

(参考) J－REITインデックス・マザーファンド

(2024年 2月29日現在)

I 資産総額	6,170,470,432円
II 負債総額	56,397,947円
III 純資産総額（I－II）	6,114,072,485円
IV 発行済数量	2,515,072,766口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	2.4310円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記

録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年2月末日現在）

資本金の額	1億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	1,132,101株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022年11月30日	60億284千円（10億円）
2023年 3月14日	1億円（60億284千円）

(2) 委託会社の機構（2024年2月末日現在）

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーにフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2024年2月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	164	12,399
追加型公社債投資信託	1	3,546
単位型株式投資信託	39	545
単位型公社債投資信託	5	103
合計	209	16,595

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内

閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2023年4月1日至2023年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,694,938	12,540,483
有価証券	476	—
短期貸付金	※2	※2
	5,000,000	
未収委託者報酬	1,104,368	1,311,125
未収運用受託報酬	10,322	10,800
未収投資助言報酬	11,876	11,876
前払費用	71,721	92,173
未収還付法人税等	—	30,079
未収収益	21,958	6,452
その他の流動資産	1,907	1,253
流動資産合計	13,917,570	14,004,243
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	※1
	195,033	184,641
器具備品	※1	※1
	33,602	20,587
有形固定資産合計	228,636	205,229
無形固定資産		
ソフトウェア	33,989	30,119
電話加入権	2,122	2,122
無形固定資産合計	36,112	32,241
投資その他の資産		
投資有価証券	1,405,875	1,121,024
親会社株式	313,778	—
長期差入保証金	257,464	257,258
前払年金費用	41,704	53,042
その他	24,980	480
貸倒引当金	△14,510	—
投資その他の資産合計	2,029,292	1,431,804
固定資産合計	2,294,040	1,669,275
資産合計	16,211,610	15,673,519

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		

預り金	5,632	20,342
未払金	562,759	708,338
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	553,011	698,571
その他未払金	4,746	4,765
未払費用	240,442	239,029
未払法人税等	100,675	16,738
未払消費税等	62,522	31,221
賞与引当金	16,000	12,348
流動負債合計	988,031	1,028,018
固定負債		
退職給付引当金	303,215	293,279
役員退職慰労引当金	17,320	5,620
資産除去債務	92,457	93,410
繰延税金負債	33,150	18,513
固定負債合計	446,143	410,823
負債合計	1,434,175	1,438,841
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	—
その他資本剰余金	—	11,467,068
資本剰余金合計	566,500	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	—
繰越利益剰余金	7,083,746	2,331,880
利益剰余金合計	12,982,238	2,511,710
株主資本合計	14,548,738	14,078,778
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	228,697	155,899
評価・換算差額等合計	228,697	155,899
純資産合計	14,777,435	14,234,677
負債・純資産合計	16,211,610	15,673,519

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,416,174	9,113,651
運用受託報酬	19,672	19,318
投資助言報酬	27,600	27,600
営業収益合計	9,463,447	9,160,569
営業費用		
支払手数料	4,176,894	4,285,941

広告宣伝費	119,199	86,558
公告費	—	328
受益権管理費	16,147	16,118
調査費	2,125,996	1,858,200
調査費	288,304	315,915
委託調査費	1,837,692	1,542,285
委託計算費	257,289	260,793
営業雑経費	294,253	280,183
通信費	60,150	62,020
印刷費	159,554	146,353
諸経費	62,833	59,982
協会費	5,610	5,429
諸会費	6,103	6,397
営業費用合計	6,989,781	6,788,124
一般管理費		
給料	1,307,294	1,316,427
役員報酬	97,380	104,095
給料・手当	1,205,457	1,204,824
賞与	4,457	7,508
交際費	3,647	4,731
寄付金	15,363	17,082
旅費交通費	9,803	11,149
租税公課	41,340	8,668
不動産賃借料	232,838	283,162
賞与引当金繰入	15,818	12,348
退職給付費用	33,420	43,320
役員退職慰労引当金繰入	3,890	1,870
固定資産減価償却費	36,678	38,381
諸経費	329,172	351,617
一般管理費合計	2,029,266	2,088,759
営業利益	444,399	283,685

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	※1	33,968	※1	14,713
受取利息	※1	23,484	※1	19,472
約款時効収入		1		—
受取補償金		38		1,396
債務時効益		63,645		—
雑益		5,427		4,051
営業外収益合計		126,566		39,634
営業外費用				
固定資産除却損	※2	310	※2	0
為替差損		91		233
支払補償費		38		1,396
株式交付費		—		35,001
雑損		—		88
営業外費用合計		439		36,720

経常利益	570,526	286,599
特別利益		
投資有価証券売却益	10,612	18,272
投資有価証券償還益	1,331	—
貸倒引当金戻入	—	14,510
特別利益合計	11,943	32,782
特別損失		
有価証券償還損	1,445	13
投資有価証券売却損	4,071	21
特別損失合計	5,516	34
税引前当期純利益	576,953	319,346
法人税、住民税及び事業税	166,557	90,878
法人税等調整額	12,320	3,853
法人税等合計	178,878	94,732
当期純利益	398,074	224,614

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準備 金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金	利益剰余金 合計					
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,707,859	12,606,351	14,172,851	359,574	359,574	14,532,426
当期変動額											
剰 余 金 の配当						△22,188	△22,188	△22,188			△22,188
当 期 純 利益						398,074	398,074	398,074			398,074
株主資本 以外の項 目の事業 年度中の 変 動 額 (純額)									△130,877	△130,877	△130,877
当期変動額 合計	—	—	—	—	—	375,886	375,886	375,886	△130,877	△130,877	245,009
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準備 金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金						利益剰余 金合計
						別途積立 金	繰越利益 剰余金					
当期首残 高	1,000,000	566,500	—	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435
当期変動 額												
新株の 発行	5,000,284	5,000,284		5,000,284					10,000,568			10,000,568

剰余金の配当							△10,695,142	△10,695,142	△10,695,142			△10,695,142
当期純利益							224,614	224,614	224,614			224,614
資本金からその他資本剰余金への振替	△5,900,284		5,900,284	5,900,284								
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△5,566,784	5,566,784									
別途積立金の取崩						△5,718,662	5,718,662					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										△72,798	△72,798	△72,798
当期変動額合計	△900,000	△566,500	11,467,068	10,900,568	—	△5,718,662	△4,751,865	△10,470,528	△469,960	△72,798	△72,798	△542,758
当期末残高	100,000	—	11,467,068	11,467,068	179,830	—	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 18,513千円

上記の繰延税金負債18,513千円は、繰延税金資産123,394千円と繰延税金負債141,907千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を每期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	61,735千円	74,099千円
器具備品	114,517 〃	130,717 〃
計	176,253 〃	204,816 〃

※2関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期貸付金	5,000,000千円	—

(損益計算書関係)

※1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
受取配当金	12,720千円	—
受取利息	22,834千円	14,367千円

※2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
器具備品	310千円	0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
計	554,701	—	—	554,701

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2021年3月31日	2021年6月23日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	22,188	利益剰余金	40	2022年3月31日	2022年6月22日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	554,701	577,400	554,701	577,400
A種優先株式(株)	—	554,701	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	554,701	1,132,101	554,701	1,132,101

(注1)当事業年度の普通株式の増加株式数の577,400株は、SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施したことによるものであります。

(注2)事業年度の普通株式の減少株式数の554,701株及び、A種優先株式の増加株式数の554,701株は、株式会社岡三証券グループが保有する当社普通株式をA種優先株式へ変更したことによるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

① 金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2022年3月31日	2022年6月22日
2022年11月11日 臨時株主総会	普通株式	10,000,000	18,027	2022年11月11日	2022年11月17日

② 金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿 価格（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年11月11日 臨時株主総会	普通株式	有価証券	672,954	83.33	2022年11月11日	2022年11月14日

(注)2022年11月11日の臨時株主総会において、金銭配当及び当社が保有する株式会社岡三証券グループの株式8,075,180株（総額672,954千円）を株式会社岡三証券グループへ現物配当をすることを決定し、2022年11月14日に実施いたしました。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1年以内	252,205	252,205
1年超	945,769	693,564
合計	1,197,974	945,769

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	476	476	—
(2) 投資有価証券	852,014	852,014	—
(3) 親会社株式	313,778	313,778	—
(4) 長期差入保証金	257,464	257,237	△ 226

※「現金及び預金」、「短期貸付金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	553,861

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,005,333	1,005,333	—
(2) 差入保証金	257,258	257,036	△ 221

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額
（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	336,529	—	—	852,014
親会社株式	313,778	—	—	313,778

なお投資信託の時価は上記に含まれておりません。投資信託の貸借対照表計上額は515,485千円であります。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	257,237	—	257,237

当事業年度（2023年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	318,335	686,998	—	1,005,333

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	257,036	—	257,036

(注1) 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7,694,938	—	—	—
短期貸付金	5,000,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,104,368	—	—	—
未収運用受託報酬	10,322	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	476	426,160	75,556	—
長期差入保証金	—	5,259	—	252,205
合計	13,810,106	431,419	75,556	252,205

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,540,483	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,311,125	—	—	—
未収運用受託報酬	10,800	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	—	398,094	75,588	—
長期差入保証金	—	5,053	—	252,205
合計	13,862,408	403,147	75,588	252,205

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	641,142	328,806	312,336
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	337,149	293,300	43,849
小計		978,292	622,106	356,186
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	9,165	12,350	△3,185
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	178,812	202,183	△23,371
小計		187,977	214,533	△26,556
合計		1,166,269	836,639	329,629

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。）

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	307,740	70,022	237,718
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	391,508	372,000	19,508
小計		699,248	442,022	257,226
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	10,595	11,992	△1,397
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	295,490	312,977	△17,487
小計		306,085	324,970	△18,885
合計		1,005,333	766,992	238,341

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。）

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—

②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	178,540	10,612	4,071
合計	178,540	10,612	4,071

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	29,250	18,272	21
合計	29,250	18,272	21

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
退職給付債務の期首残高	559,931	589,334
勤務費用	45,923	49,725
利息費用	559	1,237
数理計算上の差異の発生額	36,251	△70,336
退職給付の支払額	△53,330	△55,774
退職給付債務の期末残高	589,334	514,185

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
--	--	--

年金資産の期首残高	369,840	381,116
期待運用収益	1,849	1,905
数理計算上の差異の発生額	21,250	△35,927
事業主からの拠出額	17,960	16,747
退職給付の支払額	△29,783	△22,575
年金資産の期末残高	381,116	341,266

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	284,316	248,503
年金資産	△381,116	△341,266
	△96,800	△92,763
非積立型制度の退職給付債務	305,018	265,682
未積立退職給付債務	208,218	172,919
未認識数理計算上の差異	53,292	67,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	261,510	240,237
退職給付引当金	303,215	293,279
前払年金費用	△41,704	△53,042
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	261,510	240,237

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	当事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
勤務費用	45,923	49,725
利息費用	559	1,237
期待運用収益	△1,849	△1,905
数理計算上の差異の費用処理額	△26,345	△20,383
確定給付制度に係る退職給付費用	18,288	28,673

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
株式	40.4%	39.8%
一般勘定	26.7%	26.1%
債券	19.3%	20.7%
その他	13.6%	13.4%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数値計算上の計算基礎に関する事項

主要な数値計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.21%	0.40%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度14,203千円、当事業年度13,468千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	92,844	101,445
役員退職慰労引当金	5,303	1,943
賞与引当金	4,899	4,271
ゴルフ会員権評価損	918	—
貸倒引当金	4,442	—
その他有価証券評価差額金	8,131	6,532
投資有価証券評価損	2,817	3,011
資産除去債務	28,310	32,310
未払事業税	8,308	4,871
その他	4,822	6,466
繰延税金資産小計	160,799	160,852
評価性引当額	△ 41,930	△ 37,458
繰延税金資産の合計	118,868	123,394
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 109,064	△ 88,974
未収配当金	△ 6,043	△ 2,072
資産除去債務に対応する除去費用	△ 24,141	△ 26,664
前払年金費用	△ 12,769	△ 18,347
未収還付事業税	—	△ 5,848
繰延税金負債の合計	△ 152,018	△ 141,907
繰延税金資産(負債)の純額	△ 33,150	△ 18,513

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	—	34.59%

（調整）

寄付金課税等永久に損金に算入されない項目	—	0.95%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△ 0.90%
住民税均等割	—	1.19%
税率変更に伴う影響額	—	△ 3.64%
評価性引当額の増減	—	△ 3.10%
その他	—	0.58%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	29.66%

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

当社は、2023年3月14日に資本金を100百万円に減資したことにより、法人事業税において外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から34.59%となりました。

この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
期首残高	91,515	92,457
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	942	952
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	92,457	93,410

（収益認識関係）

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	9,113,651
残高報酬	9,097,589
成功報酬	16,061
運用受託報酬	19,318
投資助言報酬	27,600
合計	9,160,569

（2）収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

未収委託者報酬	1,311,125
未収運用受託報酬	10,800
未収投資助言報酬	11,876
合計	1,333,802

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 岡三証券 グループ	東京都 中央区	18,589,682	証券業	被所有 直接 31.5%	直接の親会 社 資金貸付	資金貸付	5,000,000	短期 貸付 金	5,000,000
									未収 利息	2,016
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直 接 3.4%	当社ファン ドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注1)	2,358,137	未払 手数料	382,839

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2.資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 2022年1月1日付で岡三証券株式会社は、当該株式会社の兄弟会社である岡三オンライン証券株式会社を吸収合併したため、取引金額には合併前の岡三オンライン証券株式会社との取引金額が含まれております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社岡三証券グループ	東京都中央区	18,589,682	証券業	被所有直接(49%)	直接の親会社 資金貸付	資金貸付の返済	5,000,000	短期貸付	-
							受取利息	14,367	未収利息	-
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払(注1)	2,718,939	未払手数料	532,414

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2.資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社（非上場）

SBIFS合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1株当たり純資産額	26,640円36銭	12,573円68銭
1株当たり当期純利益金額	717円63銭	300円41銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益金額	398,074千円	224,614千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	398,074千円	224,614千円
普通株式の期中平均株式数	554,701株	747,694株

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額	14,777,435千円	14,234,677千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	14,777,435千円	14,234,677千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	554,701株	1,132,101株
(うちA種優先株式)		(554,701株)

(注) A種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の

算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) [中間貸借対照表]

		(単位：千円)
		当中間会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		12,693,392
未収委託者報酬		1,411,402
未収運用受託報酬		8,717
未収投資助言報酬		27,097
その他の流動資産		100,012
流動資産合計		14,240,622
固定資産		
有形固定資産	※	196,709
無形固定資産		27,373
投資その他の資産		1,728,719
投資有価証券		1,413,930
その他		314,789
固定資産合計		1,952,803
資産合計		16,193,425

		(単位：千円)
		当中間会計期間 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
預り金		30,566
前受運用受託報酬		1,138
未払金		749,908
未払償還金		5,001
未払手数料		744,532
その他未払金		374
未払法人税等		114,820
その他流動負債		301,547
流動負債合計		1,197,980
固定負債		
退職給付引当金		291,859
役員退職慰労引当金		6,560
繰延税金負債		64,330
資産除去債務		93,891
固定負債合計		456,641
負債合計		1,654,621
純資産の部		

株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	11,467,068
資本剰余金合計	11,467,068
利益剰余金	
利益準備金	179,830
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,537,299
利益剰余金合計	2,717,129
株主資本合計	14,284,197
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	254,606
評価・換算差額等合計	254,606
純資産合計	14,538,803
負債・純資産合計	16,193,425

(2) [中間損益計算書]

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2023年4月1日	
至 2023年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,776,839
運用受託報酬	19,519
投資助言報酬	13,837
その他営業収益	3,877
営業収益合計	4,814,074
営業費用	3,539,719
一般管理費	970,714
営業利益	303,641
営業外収益 ※1	10,029
営業外費用	53
経常利益	313,617
特別利益 ※2	1,587
特別損失	-
税引前中間純利益	315,205
法人税、住民税及び事業税	116,168
法人税等調整額	△ 6,381
法人税等合計	109,786
中間純利益	205,418

(3) [中間株主資本等変動計算書]

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本剰余金			利益剰余金			株主資本	その他有 価証券評 価・換 算差額等	
	資本金	その他	資本剰余金	利益	その他 利益剰余金	利益剰余金			

		資本剰余金	合計	準備金	繰越利益剰余金	合計	合計	価差額金	合計	
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677
当中間期変動額										
剰余金の配当										
中間純利益					205,418	205,418	205,418			205,418
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								98,707	98,707	98,707
当中間期変動額合計	—	—	—	—	205,418	205,418	205,418	98,707	98,707	304,126
当中間期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,537,299	2,717,129	14,284,197	254,606	254,606	14,538,803

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（2）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2023年9月30日)
建物	80,287千円
器具備品	134,106 //
計	214,393 //

(中間損益計算書関係)

※1営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
受取配当金	6,828千円

※2特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
投資有価証券売却益	1,587千円

3減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
有形固定資産	9,576千円
無形固定資産	4,868 //

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	—	—	577,400
A種優先株式(株)	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間

(2023年9月30日)

1年内	252,205	千円
1年超	567,461	〃
合計	819,666	〃

(金融商品関係)

当中間会計期間（2023年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,298,239	1,298,239	—

「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

市場価額のない株式等は、(1) 投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベ

ルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	459,271	838,968	—	1,298,239

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。非上場投資信託は基準価額等によっております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、レベル2に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間（2023年9月30日）

(単位：千円)

区分	種類	中間貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	448,676	70,022	378,654
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	608,269	555,000	53,269
小計		1,056,945	625,022	431,923
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	10,595	11,992	△1,397

	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	230,699	271,977	△41,278
小計		241,294	283,970	△42,675
合計		1,298,239	908,992	389,247

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）1.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。）

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（2023年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
期首残高	93,410	千円
時の経過による調整額	481	〃
当中間会計期間末残高	93,891	〃

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
委託者報酬	4,776,839	千円
残高報酬	4,648,783	〃
成功報酬	128,055	〃
運用受託報酬	19,519	〃
投資助言報酬	13,837	〃
その他営業収益	3,877	〃
合計	4,814,074	〃

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2023年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	12,842円32銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	14,538,803
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	14,538,803
普通株式の発行済株式数（株）	1,132,101
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株） （うちA種優先株式）	1,132,101 554,701

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	181円44銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	205,418
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	205,418
普通株式の期中平均株式数（株）	1,132,101

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載していません。

(注2) A種優先株式残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(注3) 1株当たり中間純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

2022年11月30日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023年3月27日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023年7月1日付で、商号の変更（新商号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、SBIホールディングス株式会社の完全子会社であるSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、SBIホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

株式会社りそな銀行

① 資本金の額

2023年3月末日現在、279,928百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」（資本金の額は、2023年3月末日現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
株式会社 証券ジャパン	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 投資信託財産の保管、管理及び計算
- ② 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 受益権の募集の取扱い
- ② 収益分配金の再投資
- ③ 収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い
- ④ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い
- ⑤ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2023年11月 2日	有価証券届出書の訂正届出書
2023年11月 2日	半期報告書
2024年 1月19日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2023年6月20日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	榎倉昭夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大橋 睦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による

重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所指定社員 公認会計士 榎倉昭夫
業務執行社員指定社員 公認会計士 大橋 睦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド Aコース（安定）」の2023年2月6日から2024年2月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド Aコース（安定）」の2024年2月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所指定社員 公認会計士 榎倉昭夫
業務執行社員指定社員 公認会計士 大橋 睦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド Bコース（やや安定）」の2023年2月6日から2024年2月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド Bコース（やや安定）」の2024年2月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所指定社員 公認会計士 榎倉昭夫
業務執行社員指定社員 公認会計士 大橋 睦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド Cコース（標準）」の2023年2月6日から2024年2月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド Cコース（標準）」の2024年2月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所指定社員 公認会計士 榎倉昭夫
業務執行社員指定社員 公認会計士 大橋 睦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド Dコース（やや積極）」の2023年2月6日から2024年2月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド Dコース（やや積極）」の2024年2月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所指定社員 公認会計士 榎倉昭夫
業務執行社員指定社員 公認会計士 大橋 睦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル資産分散投資ファンド Eコース（積極）」の2023年2月6日から2024年2月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「グローバル資産分散投資ファンド Eコース（積極）」の2024年2月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月4日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

松本直也

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

大橋 睦

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI岡三アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監

査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。